

令和3年第5回穴水町議会12月定例会議録

招 集 年 月 日 令和3年11月30日（火）

招 集 場 所 穴水町議会議場

出 席 議 員	(10名)	議長 吉 村 光 輝	副議長 佐 藤 豊
		2番 湯 口 かをる	7番 伊 藤 繁 男
		4番 田 方 均	8番 小 泉 一 明
		5番 山 本 祐 孝	9番 小 坂 孝 純
		6番 大 中 正 司	10番 浜 崎 音 男

欠 席 議 員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席を求めた者の職氏名。

町 長	石 川 宣 雄	副 町 長	山 岸 春 雄
教 育 長	布 施 東 雄	町 参 事	野 見 佳 賢
総 務 課 長	北 川 人 嗣	住 民 課 長	森 下 和 広
税 務 課 長	中 島 秀 浩	観 光 交 流 課 長	中 瀬 寿 人
会 計 課 長	佐 藤 栄	地 域 整 備 課 長	吉 田 信 之
企 画 課 長	宮 下 謙 二	教 育 委 員 会 長	樋 爪 友 一
管 理 課 長	小 谷 政 一	教 務 局 長	菅 谷 吉 晴
い っ ぽ い 課 長	笹 谷 映 子	事 務 局 長	東 重 雄
健 康 課 長	荒 木 秀 人	上 下 水 道 課 長	

本会議に職務の為、出席した者の職氏名。

議会事務局長 宮本 浩司 主任 木場 早雪 主事補 松本 夏子

令和 3 年第 5 回穴水町議会 1 2 月定例会日程表

	月 日	曜日	時 間	議 事
第 1 日	1 1 月 3 0 日	火	午前 1 0 時～	(開 会) 第 1、会議録署名議員の指名 第 2、会期の決定 第 3、町長提出議案等の提案理由の説明 第 4、諸般の報告 (散 会、全員協議会)
第 2 日	1 2 月 1 日	水		休 会
第 3 日	1 2 月 2 日	木		休 会
第 4 日	1 2 月 3 日	金		休 会
第 5 日	1 2 月 4 日	土		休 会
第 6 日	1 2 月 5 日	日		休 会
第 7 日	1 2 月 6 日	月	午後 1 時 3 0 分～	(本会議再開) 第 1、一般質問 第 2、議案等に対する質疑 第 3、議案等の常任委員会付託 (散 会)
第 8 日	1 2 月 7 日	火		休 会
第 9 日	1 2 月 8 日	水	午前 1 0 時～	教育民生常任委員会
			午後 1 時 3 0 分～	総務産業建設常任委員会
第 1 0 日	1 2 月 9 日	木		休 会
第 1 1 日	1 2 月 1 0 日	金	午前 1 0 時 0 0 分～	(本会議再開) 第 1、付託議案等の委員長報告 第 2、委員長報告に対する質疑 第 3、討論・採決 第 4、閉会中の継続審査及び調査 (閉 会)

町長から本会議に提出された議案は、次の7件であった

議案第52号 令和3年度穴水町一般会計補正予算（第4号）

議案第53号 令和3年度穴水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第54号 令和3年度穴水町病院事業会計補正予算（第2号）

議案第55号 穴水町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例について

議案第56号 穴水町過疎地域の持続的発展の支援のための固定資産税の課税の特例に関する条例について

議案第57号 穴水町印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第58号 穴水町消防団条例の一部を改正する条例について

町長から本会議に提出された諮問は、次の1件であった

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

本会議に提出された議案は、次の1件であった

発議第3号 学校施設検討特別委員会の設置について

本会議に提出された許可申請は、次の1件であった

許可第1号 議員の辞職許可について

本会議に提出された議会報告は、次の1件であった

議会報告第6号 例月出納検査の結果報告について

◎議事日程

日程第1、会議録署名議員の指名

日程第2、会期の決定

日程第3、町長提出議案等の提案理由の説明

日程第4、諸般の報告

議 事 の 経 過

◎開会

(午前 10 時 00 分開会)

○議長（吉村光輝）

ただ今から、令和 3 年第 5 回穴水町議会 12 月定例会を開会いたします。

ただ今の出席議員数は 10 名です。全員出席でありますので本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉村光輝）

これより、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、1 番佐藤豊君及び 2 番湯口かをる君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（吉村光輝）

次に、「会期の決定の件」を議題にいたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より 12 月 10 日までの 11 日間にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より 12 月 10 日までの 11 日間に決定いたしました。

これに基づく議事日程は、お手元へ日程表を配布してありますので、ご確認ください。

◎町長提出議案等の提案理由の説明

○議長（吉村光輝）

次に、日程に基づき、町長提出議案 7 件、諮問 1 件を一括議題にいたします。

これより、町長提出議案等の提案理由の説明を求めます。
石川町長。

○町長（石川宣雄）

本日ここに、令和3年第5回穴水町議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、何かとご多用の中にもかかわらず、ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

今年も残すところわずかとなりましたが、先月31日に、国の行く末を左右する衆議院議員総選挙が行われ、与党が過半数の議席を確保いたしました。また、石川3区からは西田昭二氏、近藤和也氏の2人の代議士が選出され、今後の国政に、能登からの声が大きく響くことを期待するところであります。

特に、西田代議士におかれましては、岸田総理と同じ政策集団に属し、総理になる以前から一緒に能登にお越しになるなど、大変近い間柄でもあり、今後の能登の活性化に大きく貢献していただけるものだと、大変期待をしております。

ただ、先日17日に大変残念なお知らせがありました。谷本石川県知事が今期限りでの退任を表明されたことであります。谷本知事には、私が町長に就任して以来、公私に亘り大変お世話になり、町の行く末についても幾度となく、ご助言、ご指導を賜り、穴水町にとって大変かけがえのない存在となっております。

能登空港の開港、能登有料道路の無償化、能登半島地震からの復興など能登に限ってもその功績は限りありません。

今回、「健康なうちに余力を持って退く」とのことではありますが、大変残念であり、今後、別の立場になられても、奥能登、そして穴水町の支えになってくれるものと信じております。

改めまして、穴水町と町民を代表し、この場をお借りいたしまして、感謝と御礼を申し上げます。谷本知事、本当に長い間ありがとうございました。

さて、新型コロナウイルス感染症が発生して、早いもので2年が経とうとしております。

この間、住民生活は一転し、旅行や外食など、人との直接の交流や関わりが制限されるなど、大変不自由な生活が続いております。

本町といたしましても昨年当初から、様々な分野で感染対策、生活支援、経済対策などの施策を講じて参りましたが、最も期待されたワクチン接種につきましては、12歳以上の対象者の90.8%、全町民の86.5%にあたる6,822人が2回目の接種を終了し、徐々にではありますが、安心感が増し、以前のような生活に戻りつつあると感じております。

しかしながら、海外では感染の再拡大が続いており、接種後のブレイクスルー感染など、第6波の到来も危惧されているところであり、今しばらくの間は、感染予防と経済対策の両立について継続して参りたいと考えております。

このような中において、先の9月議会で議決をいただいた生活支援と経済対策の一環であ

ります商品券事業に就いては、配布型のマイナンバー商品券事業において、本日までの1ヶ月間でのマイナンバーカードの新規申請が1,104件あり、事前に登録された方を含めるとマイナンバーカードの申請率は50.5%となり、商品券の発行額は1,990万円となりました。

さらに、販売型の50%プレミアム付き商品券につきましては、商工会や郵便局のご協力もあり、本日までに9,971冊、金額にして1億4,956万5千円分が販売され、町内152箇所の商店、事業所で利用されるなど、年末年始に向けて、地域経済の下支えと、コロナに加え、ガソリンや灯油の高騰などに影響される町民の皆様方への生活支援に役立つものだと考えております。

その他、19日に政府から出された18歳以下への10万円の給付金などの追加の新型コロナウイルス対策については、国からの通達を持って、本町でも議会の皆様方のご同意を得て速やかに予算化し、町民にできるだけ早くお届けしたいと考えておりますので、何卒ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました、議案7件、諮問1件について、その概要を説明します。

議案52号「令和3年度穴水町一般会計補正予算（第4号）」であります。歳入歳出それぞれ6,470万9千円を追加し、総額を71億587万2千円とするものであります。

まず、新型コロナウイルス感染症対策のワクチン接種についてであります。国では抗体価の減少と予防対策の強化策として、国民の希望者全員に3回目の接種を行うことといたしております。

本町でも、先行接種した医療従事者約260人を対象に1月から接種を開始し、65歳以上と基礎疾患のある方などについても引き続き実施することとしており、その接種費用として2,015万9千円を計上するものであります。

また、64歳以下の方々についても、できるだけ早い接種に向け準備をいたしており、改めて町内の開業医の皆様を始め関係機関の皆様のご協力をお願い申し上げます。

さらに、11歳以下の接種につきましても、政府の方針が決まり次第、町内の関係機関と調整の上、実施いたしたいと考えており、さらなる感染予防に努めてまいりたいと考えております。

その他、マイナンバーカードの普及促進のための臨時窓口に係る費用や、コロナ禍で感染対策をしながら断続的に運行した、のと鉄道への支援事業の町負担金として118万円余りを計上するものであります。

次に、通常事業分であります。民生費で障害者自立支援給付費や養護老人ホーム施設入所措置費及び保育運営費委託料について、当初の利用人数より増加したことなどによる措置であり、民生費全体として4,070万円余りを計上するものであります。

その他、衛生費として、一部の家庭の井戸から基準値以上の有害物質のヒ素が検出されたことから家庭用浄水器の設置を補助する費用として40万円を計上いたします。

その他の事業につきましては、令和２年度の事業実績に伴う交付金の清算金や当初予算及び６月の肉付け予算で議決いただいた事業について、進捗上、やむを得ず変更や追加されるものについて計上するものであります。

その歳入についてであります。国庫支出金３，９７０万円余り、県支出金８８０万円余りと普通交付税１，５６０万円余りなどを充てることといたしました。

次に、議案第５３号「令和３年度穴水町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」について、令和２年度の事業の精算に伴う精算金や国保連合会への共同電算処理手数料の増額分などについてであり、総額５６９万９千円を計上するものであります。

議案第５４号「令和３年度穴水町病院事業会計補正予算（第２号）」についてであります。エックス線透視撮影装置の故障による修理費用として１，７６０万円を計上するもので、その財源としては、医療機械保険までまかなうものであります。

次に、予算以外のものについてであります。議案第５５号「穴水町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」につきましては、町への申請等の手続きについてマイナンバーカードによるオンライン申請等が電子情報処理システムの情報通信技術で利用できるようにするための条例を制定するものであります。

議案第５６号「穴水町過疎地域の持続的発展の支援のための固定資産税の課税の特例に関する条例」につきましては、過疎地域自立促進特別措置法が失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴うもので、穴水町過疎地域持続発展計画に規定する事業の用に供する事業用設備（家屋、償却資産及び家屋の敷地）に対する固定資産税を一定期間減免できるようにするための条例を制定するものであります。

議案第５７号「穴水町印鑑条例の一部を改正する条例」につきましては、マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストア等に設置されている端末機から印鑑登録証明書を取得できるようにするため、改正するものであります。

議案第５８号「穴水町消防団条例の一部を改正する条例」につきましては、年々減少する消防団員の確保と、近年、災害が多発化・激甚化する中、消防団の役割も多様化しており、消防団員の負担も大きくなっていることから、その処遇の改善を図るものであり、休団制度の創設や、団員の年報酬と１日あたりの出動報酬などを改正するものであります。

最後に、諮問第１号につきましては、人権擁護委員の任期満了に伴うもので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、法務大臣に候補者として現委員である横田松嗣氏を引き続き推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

以上、議案等の説明をいたしました。詳細につきましては、議事の進行に従いまして適当な時期に、私又は説明員から説明させていただきますので、何卒、慎重審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

なお、私事ではあります。次期町長選への対応についてご報告、説明をさせていただきますと思います。

本来ならば９月議会にて進退を明らかにすべきでありましたが、コロナ対策や、私が手を

付けた事業の進捗状況、そして谷本知事の動向などを考え、決断が遅くなってしまいました。町民の皆様には大変ご迷惑をおかけすることになってしまいました。心よりお詫びを申し上げます。

年明けに予定されております、町長選挙には立候補せず、今任期を持って退任させていただくことといたしました。

振り返れば、近隣市町との合併が出来なかったことや、病院事業等のに起因する町財政の急激な悪化に対し、多くの町民の方々から寄せられた、町の将来を危惧する声に後押しされる形で、これまでに経験のない行政運営の舵取り役を担うことになりました。

就任早々、不断の決意を持って財政の健全化を実現するため、病院事業を含む改革、改善に取り組んできた矢先、想定もしなかったあの能登半島地震が発生し、未曾有の大災害を被ったところであります。この大災害により、何よりも、そして1日も早い復旧・復興を目指して、全力を傾注する必要性にせまられることとなりましたが、国の支援制度に加え、谷本石川県知事の手厚いご支援により、思いのほか順調に、復興に向けて歩み出すことが出来ました。

他方、この地震により、財政状況のさらなる悪化が見込まれました。しかし、病院事業の健全化に向け、医師の確保など、あらゆる手立てを講じたことにより、経営の安定化に目途がつき、最重要課題でありました、町財政が持続可能な状況に至ったことで、ひとつの区切りを付けることが出来たものと認識いたしております。

これらの取り組みにつきましては、何よりも、議員並びに町民の皆様方のご理解とご支援があつてこそ実現できたものであり、感謝と御礼を申し上げます。

こうした状況に加え、年齢的なことも加味し熟慮した結果、今任期で区切りを付けさせていただきたく決意をしたところであります。

今後はアフターコロナに向けた対応に加え、教育施設や病院施設の整備、歯止めのかからない過疎化への進行など、多くの課題が山積しているのも事実であり、心残りではありますが、次の舵取り役を担う方には、こうした課題に対し、新しい発想をもって真摯に立ち向かうことをお願いいたします。

最後になりましたが、議員の皆様方を始め、特に町民の皆様方にはこれまでに多大なご支援ご協力を賜り、改めて心から感謝と御礼を申し上げます。本当に長い間ありがとうございました。

◎採決

○議長（吉村光輝）

次に諮問第1号1件を議題といたします。

諮問第1号は人事に関することですので、質疑、討論を省き、ただちに採決に移りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

諮問第1号は、人権擁護委員の推薦について、議会の意見を求めようとするものです。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

諮問第1号は原案どおり、横田松嗣氏を適当と認める旨、答申することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

お座りください。全員起立であります。

よって、諮問第1号は原案どおり、横田松嗣氏を適当と認める旨、答申することをに決定いたしました。

◎諸般の報告



○議長（吉村光輝）

地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果が町監査委員より議会に提出されておりますので、報告いたします。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に全員協議会を開催しますので、議員の皆さんは3階委員会室へお越してください。

(午前10時22分)

(休憩)

(午前10時29分再開)

○副議長（佐藤豊）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程の追加



○副議長（佐藤豊）

報告いたします。

ただいま、議長 吉村光輝君から辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

「異議なし」と認めます。

よって、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第１として議題とすることに決定いたしました。

地方自治法第１１７条の規定により、吉村光輝君の退場を求めます。

事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（宮本浩司）

辞職願。

このたび、一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和３年１１月３０日。

穴水町議会副議長 佐藤豊様。

穴水町議会議長 吉村光輝。

以上です。

○副議長（佐藤豊）

お諮りいたします。

吉村光輝君の議長の辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

「異議なし」と認めます。

よって、吉村光輝君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

○副議長（佐藤豊）

ただ今、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

「異議なし」と認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定いたしました。

◎議長選挙

○副議長（佐藤豊）

これより日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

○副議長（佐藤豊）

ただいまの出席議員は、10名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規程によって、立会人に3番吉村光輝君及び4番田方均君を指名します。

投票用紙を配ります。

投票は単記無記名です。

(投票用紙の配布)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

「異常なし」と認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、向かって右側より答弁台にある投票箱へ順番に投票し、左側より自席へお戻り下さい。

○議会事務局長（宮本浩司）

2番湯口議員。3番吉村議員。4番田方議員。5番山本議員。6番大中議員。7番伊藤議員。8番小泉議員。9番小坂議員。10番浜崎議員。1番佐藤議員。以上です。

○副議長（佐藤豊）

投票漏れはありませんか。

「投票漏れなし」と認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3 番吉村光輝君及び 4 番田方均君は、開票台の前へお越し下さい。

○副議長（佐藤豊）

選挙の結果を報告します。

投票総数 10 票、有効投票 10 票、無効投票は 0 票です。

有効投票のうち、山本君 6 票、大中君 4 票。以上の通りです。

この選挙の法定得票数は、3 票です。

したがって、山本祐孝君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

ただいま議長に当選されました山本祐孝君が議場におられます。

本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選を告知します。

議長に当選されました、山本祐孝君の就任の挨拶がございます。

○議長（山本祐孝）

一言ご挨拶申し上げます。

ただいま、栄誉ある穴水町議会第 26 代議長にご選任を賜り、心から感謝申し上げます。私自身、限りなく光栄に存じますと共に、その責任の重大さをひしひしと感じている次第であります。

本町におきましては、依然として厳しい財政状況ではございますが、活力と魅力にあふれ、安全で住みよい町づくりを進めていくことが、町民の皆様の一致した願いであるとの認識に立ち、その付託に応えるべく、皆様と共に頑張って参る次第でございます。

どうぞ今後とも、議員の皆様方の温かいご支援、並びにご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（佐藤豊）

ここで、私の議長としての職務は終了いたしました。

新議長と交代いたします。

○議長（山本祐孝）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日は散会とします。

引き続き、全員協議会を開催いたしますので、議員のみなさんは3階委員会室へお越し下さい。

(午前10時45分散会)

令和3年第5回穴水町議会12月定例会議録

招 集 年 月 日 令和3年12月6日(月)

招 集 場 所 穴水町議会議場

出 席 議 員 (10名)	議長 山 本 祐 孝	副議長 佐 藤 豊
	2番 湯 口 かをる	7番 伊 藤 繁 男
	3番 吉 村 光 輝	8番 小 泉 一 明
	4番 田 方 均	9番 小 坂 孝 純
	6番 大 中 正 司	10番 浜 崎 音 男

欠 席 議 員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席を求めた者の職氏名。

町 長	石 川 宣 雄	副 町 長	山 岸 春 雄
教 育 長	布 施 東 雄	町 参 事	野 見 佳 賢
総 務 課 長	北 川 人 嗣	住 民 課 長	森 下 和 広
税 務 課 長	中 島 秀 浩	観 光 交 流 課 長	中 瀬 寿 人
会 計 課 長	佐 藤 栄	地 域 整 備 課 長	吉 田 信 之
企 画 課 長	宮 下 謙 二	教 育 委 員 会 長	樋 爪 友 一
管 理 課 長	小 谷 政 一	教 務 局 長	菅 谷 吉 晴
い き い き 課 長	笹 谷 映 子	上 下 水 道 課 長	東 重 雄
健 康 課 長	荒 木 秀 人		

本会議に職務の為、出席した者の職氏名。

議会事務局長 宮本 浩司 主任 木場 早雪 主事補 松本 夏子

◎議事日程

日程第1、一般質問

日程第2、議案等に対する質疑

日程第3、議案等の常任委員会付託

一 般 質 問

◎開議の宣告

(午後 1 時 3 0 分再開)

○議長（山本祐孝）

それでは、本会議を再開いたします。

ただ今の出席議員数は、10名です。全員出席でありますので本日の会議を開きます。

本日の会議時間は、あらかじめこれを延長しておきます。

これより、日程に基づき、町政に対する一般質問を行います。

一般質問は、一問一答による質問方式と全問一括での質問方式を選択できることとなっていますので、質問に入る前に、どちらの質問方式で行うか表明してください。

質問は中央の質問席で行い、質問時間は答弁を含め、1人45分以内といたします。5分前になりましたら呼び鈴で合図いたしますので、ご容赦願います。また、自席に戻ってからの質問はできませんので、ご了承願います。

なお、関連質問につきましては、通告による質問が全て終わってから行いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、順番に発言を許します。

◎一般質問

6 番 大 中 正 司 議 員

○議長（山本祐孝）

6番大中正司君。

(6番 大中正司 登壇)

○6番（大中正司）

6番、大中正司です。

質問に入る前に、先日引退を表明された石川町長に一言ご挨拶申し上げます。

石川町長におかれましては体力気力とも回復されつつあるように見え、続投もあり得るとの観測もありましたが、自信がないとのことであります。

「始めるよりも終わる方が難しい」という言葉もあり、潔い引き際を選択されたものと今は受け止めざるを得ません。

町長選への出馬を決意した動機や、1期目から取り掛かった行財政改革をはじめ、これまでの足跡や想いは「広報あなみず」の町長コラム『振り返れば 検証』に綴られていますの

で町民の皆様も興味深く読んでおられると思います。

時を同じくして私自身も行財政改革に関心がありましたので、当時の石川候補の考えに共感し、選挙戦で熱く応援したことを今では、懐かしく思い出されます。

4期16年で「あれもやればよかった、これもやればよかったと反省ばかりが思い浮かぶ」との新聞でのコメントでございましたけども、ご謙遜だと受け止めますが、まだ任期は1ヶ月以上ありますので、もうしばらくの間、最後まで頑張って頂きたいと存じます。長い間まことにお疲れさまでした。心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは通告に従い一問一答方式で質問いたします。

最初に先程のご挨拶で触れました「広報あなみず」の町長コラム『振り返れば 検証』について伺いいたします。

石川町長は平成18年2月に就任以来、毎月欠かさずコラム「一筆啓上」を執筆し続けておられるわけですが、この間4期16年掛ける12ヶ月で、ざっと190回にもなりましようか。書く方は大変でしょうが私は毎月楽しんで読ませていただいております。

『継続は力なり』とよく言われますが、なかなか出来ることではありません。

継続の秘訣はおそらく「素直に、飾らず、ありのまま」を念頭に置くことではないかと思っておりますが如何でしょうか。

さて、その「素直に、飾らず、ありのまま」に書かれたであろう10月号のコラムの中でも、当時の学校施設建設の検証について伺いします。

かなり直截な表現内容でしたので大方の皆さんは憶えておられると思いますが、ここでコラムの中の学校施設の部分だけを抜粋して読ませていただきます。

「当時の子どもの人数や出生率から考えれば将来の小学校の需要・必要性が容易に判断できるにも拘らず、建設に踏み切ったのは地域のエゴに応じた執行部と、それを承認した議会の無責任と断罪せざるを得ません。

その小学校も予想どおり10年間ほどの使用で廃校になってしまいました。まさに無駄遣いの極みであります」と記されていました。

当時の執行部や議員の方々を弁護するつもりはありませんが、この間多額の費用を要する建設の是非について真剣な議論が交わされていたのではないかと思います。鹿波小学校が建設された平成元年から諸橋小の平成7年、兜小の平成10年までの議事録をざっと閲覧してみたところ、その中に推進派の議員と反対ではないものの慎重派の議員の一般質問の発言を見ることが出来ましたが、議案に対する賛成や反対の議論は見られませんでした。

また、現在も現役の議員や執行部の方に当時の議論のことなどをお尋ねしてみましたが、30年も前の事なので無理からぬことで「明確な記憶はないが、大きな議論は無かったように思う」とのことでした。

そこで後学の為にお聞きしたいのですが、もし仮に石川町長が当時の町長であったならば、どのような判断をされたのでしょうか。

コラムの文脈からすれば「建設すべからず」の決断をしたのだらうと読み取れるのですが、

その場合どのような善後策を講ずれば良かったとお考えでしょうか。お聞かせください。

○議長（山本祐孝）

石川町長。

○町長（石川宣雄）

大中議員の質問であります、ご存じのとおり答弁が事前に公開されております。更にまた私の答弁が必要でしょうか。

大中議員の質問は、事前通告を受けています。したがって、その答弁も公開をされております。さらに、私の答弁が必要でしょうか。

答弁が公開されているのに関わらず、また再度私の口から答弁をしなければならないかどうかと言うことをお聞きしています。

○議長（山本祐孝）

大中正司君。

○6番（大中正司）

一般質問当日の午前中に質問した議員に対する答弁書を閲覧できることが、1年ほど前に決められています。その目的は何かと言いますと、その場での耳に入る答弁では、不確かな部分もあったりするので、それを確認する意味で、答弁書をざっと時間を区切って閲覧を許してもらっているというのが、1年ほど前に、当時の議長と、それから執行部の方々、町長も入っていらっしゃったんじゃないかと私は思っていたのですが、どうも違うようですが。合意の元でそういうことが実施されているわけです。ですから、答弁書を求めているわけではなくて、答弁書の内容を確認して、より議論を深めたいというのが目的ですので、そのあたりは誤解のないようにお願いいたします。以上です。

○議長（山本祐孝）

石川町長。

○町長（石川宣雄）

大変恥ずべき事だと思いますが、制度がいつ、答弁書を公開するようになったのか、その事実を私は先ほどまで知りませんでした。それを受けてびっくりしております。

ならば、答弁書を先に公開するならば、それを見た上で、議員の皆様、さらに再質問と言うこともあると思います。では、その再質問も事前に公開できますか。

○議長（山本祐孝）

大中正司君。

○6番（大中正司）

もちろん必要があれば、時間さえあれば。今のような午前中だけの閲覧では、時間的に難しいかも知れませんが、それが可能であればいくらかでも再質問を公開させていただきます。

○議長（山本祐孝）

石川町長。

○町長（石川宣雄）

その方がスムーズに議会が進行するようなことを大中議員はおっしゃいましたが、はたしてそれがその通りかどうか、ちょっと疑問なところが私にはございます。一問一答方式に変更したときにですね、確か、町長にも反問権が付与されたということは覚えております。しかし、その反問権を利用して反論した件数は、ほんのごく一部の議員、わずかにはございましたが、できるだけそういうことは避けようというふうに思っておりましたし、まして本議会場ではですね、まあ言葉は適切ではないかもしれませんが、形式的な議会の進め方のための、本会議という役割があるのかなと思っております。問題の議論はですね、各委員会なり全協なりで議論してきているはずですし、したがってその委員会等を公開する方が、より深まるのかなと思っておりました。したがって、この本会議を決して軽視するわけではありませんが、議員の皆さんからの質問は事前通告し、さらに答弁まで公開するというのは、いかにも、私の方には不思議だなという気がしますし、まさに猿芝居だな、という気がします。言葉にはちょっと語弊があるかもしれませんが、ふんどしを外して舞台上に上がってしまっているような猿芝居は私は避けるべきだな、と考えていたわけですから、それが行われていると聞いて驚いてこのような発言に至ったわけであります。

しかし、今日はテレビも来ておりますし、傍聴の方もおりますので、その方々はもちろん、答弁が事前にわかるわけではありませんので、一通りの答弁はさせていただこうと思います。

学校の建設に至るまで、どのような要因に基づいて議論が行われ、どのように判断されたのか、詳細については、よく分からないこともございますが、過去の議会資料を拝見いたしますと、何度か一般質問で、その対応について取り上げられておりました。

その中では、地域の要請を踏まえて、早期に改築工事を行うべき意見と、児童数の推移から、仮に整備をする場合には、最小限の規模での整備するべき意見とがございました。

私が広報で指摘したのは、当時の町の財政状況や児童数の推移などから判断して、将来にわたって学校区の見直しが必要との認識があった中で行われたものでないかと感じたところであります。

ご承知のように、学校整備には、補助金や有利な起債も活用できますが、借金は借金であ

り、将来にわたって大変重い負担となります。

先々の見通しが立っていたなら、なおのこと、具体的な児童数の推移などをお示しし、町全体の学校再編計画の策定や、それに伴う統廃合の前倒しを含め、時間をかけて議論、検討すべきではなかったのかと思います。

しかし、校舎が老朽化していたという話もお聞きいたしておりますが、その場合はそれなりに、やはり早急の統合の検討をすべきでなかったかなというふうに思っております。

そうすることにより、借金の返済も終わっていない段階での閉校や統合という事態にならなかったのではないかと感じております。

いつの時代も子どもたちへの教育環境の整備は大変重要であり、教育課題への対応や財政見通しをしっかりと見極めながら、子どもたちにとって、より良い教育環境を提供することは、私たちの最も大切な使命であると認識しております。

いずれにいたしましても、今申し上げたとおり、児童数あるいは子どもの出生率が明確になっている限りは、10年先くらいは誰が考えても見通しがつくはずです。したがって、そういうふうに考えれば、当時も1校1校の学校の建設が本当に必要だったのか、私は素直に疑問に感じたために、そのようなことをコラムに書かせていただきました。できれば、地域のエゴはエゴとして、住民の意見は意見として、我々執行部が住民の皆さん方を場合によっては説得することも必要だろうと思っております。そのことが町全体の利益につながるのなら、なおのこと誠意を持って説得すべきだったなと思っております。

○議長（山本祐孝）

大中正司君。

○6番（大中正司）

先ほどの議論を蒸し返すつもりはありませんけども、答弁書の公開とおっしゃいましたが、公開ではなくて、質問者に対してだけ閲覧をゆるすと、そういう協議が正しいわけです。すべての方々にこの答弁書を公開しているわけではありませんので、その辺はご理解していただきたいと思うのと、繰り返しますが、執行部と議会を代表して議長との話し合いで決められたことを、この場で疑問を呈されても私どもは戸惑うばかりです。もし問題あるとすれば、それはまた執行部と議会で問題有りということで見直しをするなり何なりと。

当時、合意の時点での私の記憶では、一応やってみて、何か、町長が今おっしゃられた猿芝居的な、学芸会的なそういうやりとりがもし散見できれば、それはまた陳腐な話ですからやるべきではないし、本来それが目的ではないわけですから。

実際、私も今日の午前中、答弁書を拝見させていただいたんですけども、何回も読まなければわからないくらいに難しい表現の答弁がありました。したがって耳で1回だけ聞いてもなかなか理解できない答弁でもある。今回特に学校問題については、ですから答弁書を見れてよかったなと思います。何も再質問をするための材料探しのための閲覧ではありませんの

で、ご理解いただきたいと思います。

質問を続けます。

その学校についてであります。折しも今まさに、向洋小学校・穴水小学校・穴水中学校の統合や、その運営形態についての検討がなされているところであります。

この事業にかかる費用の予測ですが、コンサルタント会社から教育委員会に提示された3つの整備パターンのもれをとっても、建築後60年間のコストはおおよそ100億円前後、年間に均しても1億数千万円という巨額の費用が必要とされる事業でありますので、同じ轍を踏んで後世の方々から無責任や無駄遣いとの誹りを受けてはなりません。

事業の重要性に鑑み、学校施設整備基本構想検討委員会を昨年7月から本年3月まで6回にわたって開催されたものと認識しております。

今もって私から見れば、十分な議論や責任のある検証がしつくされたとは思えませんが、ともあれ検討委員会より提出された答申を基に総合教育会議で方向性が検討され、その経過が9月定例会全員協議会で資料と共に次のように説明されました。

それによれば

- ・小学校は現在の2校を統合し新校舎を建設し、老朽化した中学校は国の補助事業等を調査し新校舎建設を視野に検討する。
 - ・学校運営については義務教育学校や小中一貫校等を調査研究する。
 - ・通学手段はスクールバスなどの導入を検討する。
 - ・地区住民や保護者へは今後の方向性を定めた上で説明会を開催する。
- とのことであります。

そして以上の方向性を具体化するために基本計画を策定することとし、基本・実施設計業務の外注費用として650万円余りの予算も組んでいるとの説明もありました。

後世の町民の評価に耐えうる重大な決断が求められております。

町民に対してどの段階でどのような形で示されるお考えでしょうか。

○議長（山本祐孝）

布施教育長。

○教育長（布施東雄）

お答え致します。

町立学校施設整備基本計画についてであります。現在、小学校の新校舎の建設候補地について検討を進めているところであります。併せて、中学校の対応についても将来の財政負担を見極めながら検討を行っております。

学校施設整備には多額の費用が必要になることから、施設計画の目標や学校運営形態の方向性をしっかりと定めることが重要であると考えております。

現段階では、具体的な方向性が定められていませんが、今後、この方向性を定めた上で、

地域住民の皆様や保護者の皆様への説明会を開催し、ご意見やご要望等をお聞きしながら、基本計画に反映させていきたいと考えております。

学校施設の建設にあたっては、「楽しさや夢のある学校施設と学習環境」「安全安心で快適な学校施設」「地域の生涯学習やまちづくりの拠点になる学校施設」を目指し、子ども達が通い楽しい生活が送れるような学校施設となるよう取り組んで参ります。

○議長（山本祐孝）

大中正司君。

○6番（大中正司）

教育長のご答弁はその通りでありましょうけども、実は今月2日に、議員協議会という場で教育委員会事務局長から現状の進捗状況を伺いました。そのときに指摘させていただいてはいるんですけども、方向性やら候補地やらの検討、課題はまだまだいろいろあるんですけども、私の見たとおりなら少し遅いというか、結論を出すのに時間がかかりすぎではないか。それから調査するにしても着手してなさすぎではないか、ということを指摘させていただきました。

今年度中に方向性を定めるという方針を一度お聞きしたことがありますけども、それまでの行程表というか、タイムスケジュールを示してほしいなと思いますので、是非そのあたりも教育長からもご助言いただければと思います。再質問ではございません。

○議長（山本祐孝）

石川町長。

○町長（石川宣雄）

今の質問に直接的な答えではありませんが、大中議員のご質問の中に、建設後60年間のコストが100億円前後、年間にしても1億数千万円の巨額の費用がかかるというふうに指摘されておりますが、この数字はどこから出た数字でしょうか。公開している数字なんでしょうか。決定した数字はないはずです。おそらくコンサルがいろいろなパターンを示した上で数字を試算している。その中の一つではなかったかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（山本祐孝）

大中正司君。

○6番（大中正司）

基本的な資料は持ってきたつもりでしたが、今持っておりませんので、お示しは目の前では出来ませんけども、コンサルから検討委員会に第4回か第3回の検討委員会の場で、印刷

物として示された資料の中で、3つの案が提案されていました。その3つどれをとっても100億円前後の費用がかかるということを、検討委員会の皆さんに公開と言えいいのかわかりませんが、示されています。これは当然町が外注コンサルとして、こういうことについて検討した結果を示してほしいという、町からの要望があつてこそ出てきている数字でありますので、それをもって信憑性がないとか、いい加減なものだとか言うこともどうかと私は思いますけども。

○議長（山本祐孝）

石川町長。

○町長（石川宣雄）

それぞれ議論しておりますように、この議場で議員と我々執行部が議論する、やりとりすることはですね、単に議員と執行部だけの話し合いではなく、それが公開されている以上、町民の皆様に対する質問や答弁にもなると思うんです。

したがって今ほどの100億円という数字もですね、検討の段階で出てきた単なる数字だろうと思うんです。決定事項ではありませんので。そういうことまで、検討段階のことまですべて公開してしまうことによって、町民の皆さんがさらに混乱することにはならないだろうか、という疑問が出てきます。ある程度、骨子が固まったものを、それぞれの地域に行って説明することはもちろん大事であります。その際、住民の皆さん方の意見を聞いた上で、基本計画に反映させるというものは基本でなかろうかなと私は思っておるものですから、途中の段階の、検討段階のこういう細かい数字まで町民の皆さんにお示しする必要はないのではないかな、と感じていたものですから回答させていただきました。

○議長（山本祐孝）

大中正司君。

○6番（大中正司）

公開という考え方が町長と私と違うようです。検討委員会というのは傍聴が許されている委員会でありますから、公開と言え公開なんです。その資料もですね。ですから、決して検討委員会は秘密会でも何でもないわけで、町民の前で堂々と検討する場を公開、あるいは傍聴できるわけですから、それで何ら問題、差し支えないと思います。ただ、町長が懸念されるその100億円前後という、1億数千万かかるんだよということを声高に言うこと自体は若干問題あるかもしれませんが、そのくらい重要な案件であるということを強調するために、この質問の中で100億円という表現をしたわけです。これによって大変な無駄遣いをしているとか、大きな金を使おうとしているとか言いたいわけではありません。ご理解ください。

質問、続けてよろしいでしょうか。

風力発電事業について伺いますが、認識を共有するために前置きが長くなりますが、早口で言います。

風力発電は、再生エネルギー電源の確保による地球環境への貢献だけでなく、裾野の広い産業への発展の可能性をもつものであり、技術開発によってはまだまだ伸びしろのある事業ですが、我が国において先進主要国の導入実績と比較して相当遅れているのは、環境影響評価などの厳しい立地要件をクリアーする必要があるからです。

さて、先月より町民に対して門前・穴水風力発電事業計画段階環境配慮書、以下配慮書と略しますが、その閲覧が呼びかけられ、環境保全の見地からの意見をお持ちの方に計画している業者への意見書の提出を求めています。

私も役場の指定された場所で概略版を閲覧しましたが、その場で読まなければならない制約と予備知識の無い私が理解するには大変難しいものでした。

閲覧した配慮書によればリニューアブル・ジャパン(株)が計画するこの事業の概略は、想定区域は門前町の一部と穴水町下唐川、大角間、桂谷、越渡周辺にまたがるおよそ676ヘクタールで12基の風車で最大出力5万4千キロワットを見込んでおり、建設工事は2025年から2027年を予定し、2028年6月ごろ営業運転を開始する予定とのことです。

そして、それに関連するように先月19日の新聞に能登地方で急増する風力発電計画についての記事が大きく報道されていました。

現在、能登地方で環境影響評価の手続きが進む風力発電事業は、先の計画を含めて合計13事業で最大183基であるとのことですが、輪島市と珠洲市、能登町で計画していた「日本風力サービス」が風況調査を踏まえ、採算性を総合的に判断して事業を中止したとの記事もありました。

資源エネルギー庁の風力発電事業計画策定ガイドラインを読むと、自治体によっては風力発電設備に関するガイドライン等を策定し、遵守事項や手続等を独自に定めていることがあるので、その規定に沿って計画の策定に努めるように、と記されており、また環境省発行の風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアルには、風力発電の導入を促進するエリアと環境保全を優先するエリアを設定するゾーニング手法が有効であり、地方公共団体が主体となって実施することが望ましい、と書いてありました。

そこで、発電所が立地する地方公共団体のひとつである穴水町と事業者との関わりについてお伺いします。

まず、当町にはガイドライン等や遵守事項、手続等の規定があるのでしょうか。

また現在計画されている門前・穴水風力発電事業計画は、石川県あるいは当町を含む立地公共団体のゾーニング手法のふりいにかけられたものではないように思いますが如何でしょうか。

風力発電事業が計画されている地元自治体としての主体的な見解をお聞かせ下さい。

○議長（山本祐孝）

宮下企画課長。

○企画課長（宮下謙二）

お答えいたします。

風力発電事業は、国の2050年までの脱炭素社会の実現に向けた動きを契機に多くの事業が計画され、能登地域においても13事業、最大183基の風力発電事業が計画されております。そのうち町内においては、門前・穴水風力発電事業を含む3事業が計画されているところであります。

現在、石川県や本町に独自のガイドライン等の規定はありませんが、環境に影響を及ぼすような風力発電事業などは、事前に法に基づき環境影響評価の手続きを行う必要があります。事業者は地域住民をはじめ、国、県、町の意見を踏まえ、環境保全に関するさまざまな計画を段階ごとに策定し、審査を受けることになります。

審査は他の事業計画なども含め、総合的に環境への影響等がないかが評価され、場合によっては規模の縮小や計画の見直しも有ると伺っています。

本年5月に示された地球温暖化推進法の改正に伴い、石川県では促進区域制度への対応に向けて、環境配慮基準を設けること等を検討していると伺っています。その基準をもって、本町におけるゾーニング手法等についても、今後検討していきたいと考えております。

地球温暖化対策の一躍となる、脱炭素社会の実現において再生可能エネルギーの導入が必要であることは理解しておりますが、自然環境や生活環境に影響を及ぼすことは当然許されることではなく、適正な規模があってしかるべきと考えています。

現在計画中の門前・穴水風力発電事業を含め、これらの事業者には、環境影響評価の制度に従い、能登の里山里海など自然環境や生活環境に影響を与えないよう国や県を通して強く求めることはもとより、状況に応じて町民の皆様のご意見を直接事業者に伝え、協議を行いたいと考えております。

○議長（山本祐孝）

大中正司君。

○6番（大中正司）

先の新聞報道で別の会社が計画している風力発電事業の説明会開催の記事があったので、先月20日に七尾市中島町へ行って聞いてきました。

七尾市中島町と志賀町の2カ所に9基と13基、合計22基の発電機設置を計画している会社が開催したのですが、そこには計画に反対の立場だろうと思われる30人ほどの住民が参加していました。

再生エネルギー源としての風力発電の意義を説明し、環境に無害な発電所であることに理

解を得ようとする事業者側に対峙して、参加者からの具体的な質問に「調査はこれからなので」という業者側の説明に納得できず、地域に対してさほどのメリットを感じていない住民側と双方でかみ合わない議論が交錯していました。

事業者側は基本的なスタンスとして、風力発電所は迷惑施設とは考えていないので、地元に対して「保証」と言わずに「共生策（共に生きる策）」という言葉を使って、固定資産税やふるさと納税、地元業者への発注による産業振興、林道整備など、果ては区費や祭礼費などの協力を掲げています。

結局のところ率直に言えば、これらの共生策の多寡によって双方の議論が収斂していくこともあるのかなと感じました。

風力発電事業の大まかな開発プロセスは、建設に至る前の手続きとして、環境影響評価に耐え得る適地の選定と調査を実施し、地域住民に配慮し理解を得るための説明会を開催し、地元自治体との協議の上で建設の許認可を得る、という手続きになると理解しているのですが、住民の理解を得ることが最も難しい作業だと思います。

そこで伺います。現在町で実施している計画の配慮書の閲覧とご意見の提出依頼は、このプロセスにあてはめれば、適地の調査が終了し、最初の説明会を開催する前の段階だと思うのですが、意見書の提出期限は間もなく9日で締め切りです。

事業者に提出された町民の意見を町として、どのように受け止め取り扱うのか、また穴水町として建設の許認可をするに至るまでの間、事業者とどのような協議をしていくのでしょうか、お聞かせ下さい。

○議長（山本祐孝）

宮下企画課長。

○企画課長（宮下謙二）

大中議員の答弁の時間をお借りし環境影響評価の手続きも含め、事業着手までの流れについてご説明いたします。

まず、事業者は、具体的な事業計画を作成する前に自然環境や生活環境に影響を及ぼさないよう配慮すべき事項をまとめた計画段階環境配慮書を作成し、町、県、国へ提出するとともに、住民の皆さんへ公表しそれぞれから意見を聞きます。

次に具体的にどの項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくかをまとめた環境影響評価方法書が作成され、配慮書同様に公表し、意見が求められます。

次の段階では調査予測した結果や評価、環境保全対策の検討結果を示した環境影響評価準備書を作成・公表し、そこで出た意見と国や事業の許認可者などの意見を反映させた最終的な環境影響評価書を完成させ、公表して環境影響評価制度の手続きは終了します。その後、その結果を反映させた工事計画について電気事業法に基づき経済産業省からの許認可を受け、はじめて事業に着手することができます。

現在計画中の発電計画は、手続きの初段階である配慮書が提出されたところであります。今後方法書が作成・公表される段階で、事業者は説明会を開催しなければ成らない事になっておりますが、事業者あてに寄せられた皆様のご意見は町の意見にも加え、速やかに県へ提出させていただきたいと考えております。

いずれにしましても、今後本町において風力発電等の開発行為を計画する事業者に対し、先人が長きにわたり守り受け継いできた、里山里海環境を未来へ引き継ぐ義務があることを強く認識していただくと共に、町民の意見を踏まえ、説明会などを通じて丁寧な説明を行うことや、環境への影響の回避または低減について十分に検討を行うよう指導し、それができない場合には事業の縮小または計画の見直しを行うことを求めていきたいと考えております。

○議長（山本祐孝）

大中正司君。

○6番（大中正司）

今日はギリギリまで質問するつもりはなかったのですが、町長の意外な逆質問、反問権で有意義な時間を過ごすことが出来ました。ありがとうございました。

これで最後だと思うと大変残念な気持ちです。また町政に一般人としてご指導していただければと思います。ありがとうございました。

◇

2番 湯口 かをる 議員

○議長（山本祐孝）

2番湯口かをる君。

（2番 湯口かをる 登壇）

○2番（湯口かをる）

2番湯口かをるでございます。

通告に基づき一問一答で質問をさせていただきますのでお願い致します。

最初にこれまで質問させていただきました、一般質問に対する検証について質問いたします。

石川町長が今期でのご退任を表明された状況の中で、石川町政に対する最後の質問になることを思うと感無量であります。議員10人の中で、女性議員として声を上げるにも、この

場所に立つにも最初は大変な勇気を要しましたが、石川町政に対し、何でも発言してくださいとお言葉に背中を押して頂き、休むことなくこの場に立つことができましたことを、心から感謝申し上げます。ありがとうございます。私は、当町が人口減少による少子高齢化社会を迎えるには、男女がそれぞれ持つ利点を認め合って協力していかなければ、労働人口の減少を補うことができなくなり、家庭も地域も職場も成り立たなくなるとの思いを持ち続けています。

平成27年6月の初議会では、「穴水町の男女共同参画推進の取組について」の一般質問をさせていただき、また今年の3月議会では、それに関連した「各種審議会における女性委員の登用について」も質問をさせていただきました。

平成27年度以降の、当町における男女共同参画推進の成果、役場内の女性管理職の登用、各種審議会等の女性委員の登用について、お尋ねします。

平成27年9月議会における「子ども医療費の無料化対策」は、県内市町に先がけた対応を実施していただきました。令和元年3月議会では、子育てに関連した内容で「子育て専門員を配置した総合窓口の開設」の必要性について一般質問をさせていただき、今年の4月には、心待ちにした「子育て包括支援センター」が開所されました。子育て支援の充実を図るためには、利用者のニーズに添った様々な対応が求められてくると思いますが、利用状況について、お尋ねします。

平成28年6月議会では、大規模な熊本地震発生などを踏まえ「公共施設の耐震化老朽化対策」の一般質問で、特に役場庁舎の耐震化対策については、第2期穴水町地域福祉計画でも、「元気に住み続けられる安心安全な地域づくりをする」となっていますので、今後の高齢化対策となるエレベーターの設置を要望させていただきました。

平成28年9月議会では真夏の異常気象が続く中で、エアコン設置による教育環境の整備の検討、12月議会では生活給水の整備の促進として、緑が丘に続き望洋台への生活給水を整備していただきました。

現在までに、72件の町政に対する政策提案をさせていただきましたが、平成27年9月の「高齢者の足となる移動手段の整備」、平成30年9月の「路線バスの充実を図る対策」、令和2年9月の「運転免許返納者への支援対策」など、高齢者に対する外出を支援する対策は実行されていません。公共交通は企画課の担当で、外出支援バスはふれあい福祉課の担当となっていますが、当町の重要な高齢化対策でもあり、2課が連携して対策に取り組むことができないのでしょうか。見解をお尋ねします。

○議長（山本祐孝）

荒木ふれあい福祉課長。

○ふれあい福祉課長（荒木秀人）

男女共同参画推進の項目別の成果についてお答え致します。

男女共同参画推進に関するご質問についてであります。先の9月議会で田方議員にもお答えしたとおり、これまで住民向けの啓発普及講演会の開催、並びに町社会福祉大会や町文化祭の開催時に、パープルリボンツリーの設置、メッセージカードの配布やポスター掲示等を継続的に実施し、女性の社会活動への参画に繋がるよう取り組んできております。

また、令和3年度における役場内の女性管理職の構成比率であります。25.7%となっております。

なお、各種委員会等での女性委員の構成比率は、平成27年度で15.4%が、令和2年度では16.0%となっております。

次に、子育て世代包括支援センターの利用状況についてお答え致します。

4月1日の開設以来、11月30日までで、延べ1,497人が当センターを利用し、うち子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を主体事業としている、地域子育て支援拠点事業の利用者は、延べ681組1,476人の親子となっております。毎週火曜日と金曜日に親子教室を開催し、毎月第3土曜日を「オープン day」として休日開放していますが、10月からは第1日曜日に加え月2回休日開放することで、更なる利用促進を図っております。

発達相談や、ひとり親支援等の利用者支援事業の相談業務については、延べ21人の方に利用されております。

子育て世代包括支援センターを利用することで、子育て中の親子が親子相互の交流を図る場や育児に関する情報の提供、日頃の子育てがリフレッシュでき、育児に関する不安や悩みも気軽に相談できるよう、親子に寄り添った支援を充実していきたいと思っております。

次に、高齢者の外出支援対策についてお答え致します。

議員ご指摘のとおり、高齢者に対する外出支援は大変重要だと考えております。

外出支援バスは、通院や買い物支援にとどまらず、外出する機会を確保することで、介護予防や健康長寿のまちづくりにも、その効果が期待できるものと考えております。

現在、諸橋地区・兜地区など4路線、週1回運行しておりますが、今後、伊久留・木原地区について、運行地域の拡大など、公共交通担当課の企画課と検討しているところでございます。

また、これを機に、運行経路の一部見直しや、対象者に運転免許返納者を加えることの検討など、利用者の利便性の確保に努めてまいりたいと考えております。

今後とも、公共交通担当課と連絡を密にし、外出支援バス制度の周知及び今後予定されております第3期穴水町地域福祉計画のアンケート調査の中でもご意見をいただくなど、高齢者の方々に利便性の高い運行形態を目指して、取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本祐孝）

湯口かをる君。

○2番（湯口かをる）

どうもありがとうございます。当町の人口の50%が高齢者になっていくのではないかと思いますと、労働人口も減少していくということでもありますので、今後ますます男女共同参画の推進が必要になってくるかと思います。そして、地域に生活する高齢者の日々の生活を守っていただくための行政の政策をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

次に地元高校への更なる支援対策についてお尋ねします。

奥能登の市町では、地元の高校に対する自治体の支援が高まっています。少子化による生徒数の確保は、学校の存続にも繋がっていく重要な課題でもあり、また穴水高校がもたらす穴水町への経済波及効果を考えると、当町でもしっかりと支援の取り組みが必要ではないかと思います。

隣接する市町では、進学に関する中学生と保護者の考えのアンケートを実施し、高校を選ぶ条件として「学びたいことが学べる」ことを挙げる人が多かったことをふまえ、自治体が公営塾を開設して、塾経営の講師などによる生徒の学力向上の取組を図り、大学への進学率や公務員などの就職試験の合格率の向上に繋げるといった取組み等を実施しているようでもあります。

当町でも早くから穴水高校を支援する会を立ち上げていただき、様々な支援を実施されていることに、心から敬意を表する次第です。

今年度開催された穴水高校を支援する会の総会では、穴水高校の校長先生から、穴水高校魅力化プロジェクト事業のご紹介がありました。生徒の進学指導や授業においても、きめ細かな対応による徹底した指導は、まさに小規模校のメリットを、十分に活かした取り組みがなされていて、穴水高校で学びたいことが学べる条件の受け入れ態勢がしっかりと整えられている旨を、進学希望の生徒や保護者に、ご理解いただくことを、願ってやみません。

地元の高校に進学した生徒が、学びたいことが学べる条件の下で、国公立大学進学を目指して勉学に励み、将来地域の活性化に貢献する意志を持った生徒に対し、穴水高校魅力化プロジェクトとなる高校在学時奨学金の創設を是非ご検討いただきたいと思います。町の見解をお尋ねします。

○議長（山本祐孝）

樋爪教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（樋爪友一）

お答え致します。

少子化の中、奥能登の市町では地元高校の生徒数確保のため、様々な取り組みを行い支援しているところではありますが、今後のまちづくりを考えた時、穴水高等学校の存続は大変重要であると認識しております。

本年度より、穴水高等学校を支援する会を通じ、難関私立大学への進学者支援策を追加し、

高校の魅力アップに努めているところであります。今後は、穴水高等学校への支援策がどのような効果に繋がっているのかを検証しながら、学校側と連携し取り組んで参ります。

ご提案の高校在学時奨学金制度の創設についてであります。在校生が3年間自らの目標に向かい、しっかりと勉学や部活動、学校行事に取り組めるよう、町としても支援すべきものであると考えておりますので、幅広く支援策について検討して参ります。

○議長（山本祐孝）

湯口かをる君。

○2番（湯口かをる）

ありがとうございます。当町の少子化問題は、園児、小中学生、そして高校生までにも及ぶような重要な課題でありますので、行政の的確なご支援とご検討をお願いいたしまして、終わりにいたします。

最後に安全な生活道路の確保についてお尋ねいたします。

七海北七海を流れる2級河川には、国道249号線に架かる船渡橋と、以前は上流にも生活道路となる橋が架かっていましたが、橋は台風による豪雨で流されたまま、長期にわたり架かることはありませんでした。特に道路幅が狭い北七海地区は、橋が決壊したことで通り抜けができない行き止まりの地区となってしまいました。

このような状況の中で、平成19年に、地区において失火による大きな火災が発生しました。消火のために駆けつけた消防車は、狭い一本道に縦列したまま、機敏な消火活動ができず、焼死者1名を出す大惨事となりました。

う回路のない道路の恐怖と悲惨さを、町内全員で体験した過去があります。

10年に及ぶ両地区からの要望により、このたび架橋工事が開始されて令和3年度末までに、2級河川七海川上流に橋を架けていただく予定であります。

今後災害等が発生して、万一国道249号線に架かる船渡橋が通行不能となった場合の緊急時における、市街地への通勤通学の迂回路になるものと、感謝を申し上げます。

私は現在までに、町内における安心できる生活道路の必要性について、平成28年に2回、30年、令和元年と4回の一般質問をさせていただきました。

その中で、町が石川県に要望している七海第1トンネル周辺の道路の整備についての進展はまだ見られません。昭和40年に建設された七海第1トンネル内や周辺の安全性の検討がなされているのでしょうか。お尋ねします。

また近年各地では、突発的な豪雨災害や土砂災害地震等が発生しています。トンネル周辺でこのような災害が発生した場合には、通行止めに対応する迂回路が必要であります。国道249号線から入る町道由比ヶ丘線を、安心安全な道路として確保することは、緊急時の対応として必要ではないでしょうか。

私は令和元年6月議会において、町道由比ヶ丘線は穴水高校やIPCへの通学道路であり、

道路沿いにはアパートや住宅、団地が立ち並んでいます。道路は急傾斜で2ヶ所のカーブもあり周辺住民は、冬期間における消雪工事の必要性を求めている旨の、一般質問をさせていただきました。

災害時にも、迂回路となり安全な生活道路となる、町道由比ヶ丘線についての見解を、お尋ねします。

○議長（山本祐孝）

吉田地域整備課長。

○地域整備課長（吉田信之）

お答えいたします。

川島地内の七海第1トンネルについては、石川県において、道路メンテナンス事業や長寿命化事業で随時点検を行い必要な補修工事が行われております。

また、国道249号の整備につきましては、能登総合開発促進協議会や町長会など様々な機会を捉えて最重点箇所として国・県に要望しているところであります。

石川県では、現在、穴水町管内の国道について、乙ヶ崎地内の歩道整備や中居バス停の拡幅のほか、川尻地内、中居地内の道路改良にも着手しており、今後、議員ご指摘の箇所を含め、穴水町管内の未改良区間について、本町からの要望と交通事情実態等を踏まえ、緊急性の高い箇所から順次整備を進めると聞いておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町道における融雪装置の整備につきましては、国の補助事業の採択要件の中に、道路構造や交通実態を考慮し、家屋が連担し、且つ、幅員が狭く大型除雪機による除雪が困難な箇所や急こう配で交通量が多く、機械除雪が著しく困難な区間を対象とすることとなっております。

議員ご指摘の町道由比ヶ丘線の北七海へ向かう箇所については、道路幅員も確保されており、大型除雪機械での除雪が可能な路線であることから、現在は除雪トラックと融雪剤の散布車で対応し、通行の安全性を確保しているところでございます。

しかしながら、当該路線は、本町の重要な幹線道路でもあることから、交通量や災害時の代替え路線の状況などを考慮して、町道全体の中で、検討すると共に、これまで以上に除雪体制の強化を図り安全・安心な交通の確保に努めてまいりたいと思いますのでご理解をお願い致します。

○議長（山本祐孝）

湯口かをる君。

○2番（湯口かをる）

ありがとうございます。災害時における町民のライフラインを守ることは大事なことだと思いますので、また積極的な安全道路対策をお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

◇

8 番 小泉 一明 議員

○議長（山本祐孝）

8 番小泉一明君。

（8 番 小泉 一明 登壇）

○8 番（小泉一明）

8 番小泉一明です。

質問に入る前に、少し時間をいただきたいと思います。

師走に入り気ぜわしい中でコロナウィルスの変異株オミクロンが出てきたと言うことで、心配しております。それから、珠洲を中心とした地区に発生しております奥能登にたくさん起きた地震、それも大変心配しております。

そういう中で、先ほど湯口議員の話の中で、穴水高校に触れておりましたけども、穴水高校の出身の松井君がプロ野球の楽天イーグルスからの指名、また11月14日に愛知県一宮市で開かれた文部科学大臣杯全国青年弁論大会で2位となった、能世さんという2年生の女性の方。大変、文化面で貢献してますます穴水高校の名前を売っていただいて、大変喜んでおります。また当町には、すでに西武ライオンズに入団している牧野選手もいらっしゃいますし、穴水出身の金沢学院大学付属高校の大森君、鵬学園にいる400メートルハードルの三柳君と楽しみな逸材もあり、今後の成長をなお期待しております。

それでは質問に入ります。質問は一問一答で行いますのでよろしくお願いします。また、答弁により質問内容に変更があることがございますので、それはご承知おきいただきたいと思います。

最初の質問は9月議会の一般質問と同じく交通安全の視点に立った質問をいたします。事前に樋爪事務局長に私の方からお渡ししてある資料、局長からいただいた資料も参考にして質問をいたします。現在、穴水小学校に169名、向洋小学校に41名、穴水中学校に147名の生徒さんがいらっしゃいます。その内、6名が自転車通学を許可されているそうです。

まず、自転車通学の規定を教えてください。また、自転車通学の生徒さん達は車でいう自賠責保険のようなTS保険に加入しているのか、お聞きします。

○議長（山本祐孝）

樋爪教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（樋爪友一）

お答えいたします。

まず、学校関係での自転車通学の件でございますが、小学校は現在、自転車通学は禁止となっています。

また、穴水中学校では学校から2キロ圏内の生徒には認めておりまして、現在確認いたしましたところ、8名の生徒が自転車通学をしているということでございます。当然、自転車にはSGマークなどありますので、そういったものについては加入していると考えています。

○議長（山本祐孝）

小泉一明君。

○8番（小泉一明）

事前に樋爪局長からいただいた、白山市・津幡町・川北町の3市町に出ている、ヘルメット購入者に対する助成は、大体金額に差がないような気がするんですけども、その中でSGマークやJISマークという、いわゆる安全性のヘルメットの認定みたいなものだろうと思うんですけども、これはわからなくてもいいですけども、当町の生徒でそういうのは被っていらっしゃるかかわからないですけども、機会があったら調べてみてほしいと思います。

現在、奥能登2市2町では、一昨年珠洲市で児童が事故にあって以来、昨年は児童が巻き込まれた大きな事故もなく現在に至っております。都会に比べて人口・車両とも少なく比較するのは難しいかもしれませんが、最近の高齢者による運転ミスによる事故の報道を見聞きする度に人口の多い少ないに関係なく、いつ我が身に降りかかってくるリスクも当然あります。

局長にお渡ししてある名古屋市の自転車補助金助成についてはヘルメット購入に関して詳細説明があります。ご覧になったと思うんですけど、補助対象となる安全基準を満たすヘルメット、自転車安全利用テキストなどが記載されております。

愛知県の交通事故死者数は年々減少しているが、自転車に係る交通事故は増加傾向にあります。自転車利用者が事故の加害者となる高額賠償事例も発生しております。

愛知県では「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を2021年に施行しております。条例の概要には目的・基本理念があり自転車の安全で適正な利用に関する教育、自転車利用による事故防止のため自転車利用者のヘルメット着用を努力義務とすると謳っております。

名古屋市は約229万人の人口を抱え当町とは比較になりませんが、一時、東京などで問題になった加害車両が自転車という事実も認識しておく必要もあり、自転車損害賠償保険等

の加入が義務となっております。

私の方から通学だけでなく当町の小学校・中学生の自転車ヘルメットの助成を希望者がいればお願いしたいと思います。但しマナーや保険の加入も進めていただきたいと思います。またできれば2市1町にもヘルメット助成を呼び掛けていただきたいと思います。

○議長（山本祐孝）

樋爪教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（樋爪友一）

お答え致します。

自転車は、子供から高齢者まで誰でも気軽に利用できますが、その反面、事故を起こすと死亡や意識不明の重症さえ招きかねません。警察庁の統計によりますと、自転車乗用中の交通事故で亡くなられた方は、約6割が頭部に致命傷を負っているとのことであります。

また、自転車乗用中の交通事故においてヘルメットを着用していなかった方の致死率は、着用していた方に比べて令和2年中は約3倍高くなっています。

ご提案のありましたヘルメットの購入助成制度の創設につきましては、生徒のみならず高齢者への助成も含め制度の創設について前向きに検討して参りたいと思っております。

一方、自転車が歩行者に接触し重大事故に繋がっていることもあり、自転車運転のマナーについての取り組み、また、自転車の損害保険の加入促進についてもしっかりとした取り組みも必要であると考えます。

○議長（山本祐孝）

小泉一明君。

○8番（小泉一明）

樋爪局長、ぜひ助成の方の検討を。今、生徒だけではなくて高齢者の方もと発言しておりましたが、実際、私らの在所でも、体を痛めて、自転車で、ウォーキングの代わりに中居から比良のポケットパークの方まで走っている方がいます。そういうことも検討していただければ大変有り難いと思います。是非よろしくお願いいたします。

この質問の最後になって、苦言の一言申し上げます。11月26日、午後に執行部から本議会の提案理由の説明があった日なんですけども、私は午前中、ある理由により点滴に通っていたんですけども、一度10時15分くらいですか、自宅の方向かうときに、七海第1・第2トンネルを当然通って帰るんですけども、たまたま、役場の公用車が私の後ろを走っていました。私もどういう運転するか見ていたんですけども、七海第1トンネル・第2トンネルで無灯火。それから、穴水町と書いてありますし、交通安全と書いてありました。私に言わせれば、交通不備車じゃないですか。

これに対する担当課長の答弁はいりませんが、そういうところはやっぱりきっちりしてもらわないと。大事な公用車でもあるし、何のために交通安全と書いてあるかわかりません。そこだけはちょっと、次の質問に入る前に苦言として呈しておきます。

2 番目の質問に入ります。

先ほどの大中議員、湯口議員が発言されたように、私も石川町長とこれが最後の議会の答弁だと思うと寂しい気がいたしますけども、町長が引退されても、ご自愛されて、また町発展のためにご尽力いただきたいと思います。

それでは私の職員再任用の成果について質問いたします。

今年度、61 歳から 65 歳まで 32 名の職員が再任用されています。役職に関係なく、その仕事ぶりには少し温度差が感じられますが、総合判断して何点くらい付けられると思いますか。点数で示すのは難しいかもしれませんが、お聞きいたします。

○議長（山本祐孝）

石川町長。

○町長（石川宣雄）

今、小泉議員がおっしゃったのは、本年定年になる職員の点数ですか。

点数を付けろと言われてもそれぞれの見方があるので、非常に難しいな、と思います。したがって、所属する部署によって、働き方によって多少なりとも上下すると思いますので、ここは一つ小泉議員が見た目で判断していただければな、と思いますので、よろしくお願いします。

○議長（山本祐孝）

小泉一明君。

○8 番（小泉一明）

町長が私は 3 月にはいると思っていたので、この質問をしようと思ったんですけども、急遽質問させていただいています。

質問通告書にもう少し詳細に質問内容と考えておりましたが、端的な表現となりましたことについてはご容赦願いたいと思います。ただ、私の質問は再任用を否定するものではありませんので、誤解のないようにお受け取りください。現在、当町では 32 名の再任用の職員がおり、その内 20 名が総合病院関係の看護師さんが殆どで、残り 12 名が役場内の再任用職員となっております。以前、町長と個人的な話の中で、エアポケットのような状況で幹部候補がなかなか育っていないと発言していたことを記憶しております。

人事権は町長にあるのは百も承知しておりますが、公平な目で見ても再任用の職員には少数ですけど、温度差があると思われま。きっちり仕事をしている方、ただ惰性で勤務して

いる方も見受けられるのではないのでしょうか。何でこの人が再任用されたのか疑問に感じている職員もいると思います。中には旧態依然のままでいつまでも上司という意識が抜けない再任用の職員もいます。本人はそれほど気がついていないかもしれませんが、職員にはやはりそういうふうに写っていると思っております。組織も社会の動き・環境に合わせて変化する必要があると私はいつも考えおりますけども、再任用された職員でも物事を相談しても直ぐアクションを起こす人、自身の存在感を考え組織を変えようと努力する人がいるのは事実であります。

職員のモチベーションの維持低下が気になるが、執行部としての考え方についてお尋ねしたい。

○議長（山本祐孝）

石川町長。

○町長（石川宣雄）

お答えいたします。

本町の再任用については、平成27年以降、穴水町職員の再任用に関する条例の規定に基づき、退職予定職員に対し、希望を確認し、公的年金が支給されるまでの間、勤務実績や経験等を考慮して再任用を行ってまいりました。

さらに、基本的な考えとして組織の継続性を維持しつつ、近年の大量退職による公務公立の低下や若年層の人材登用機会の抑制を招かないように、中長期的にバランスのとれた職員構成、業務運営及び職務編成に努めてまいったところであります。

もちろん、その任命や登用につきましては、再任用職員も一般職員と同様に、年2回の業務評価と年1回の能力評価を実施しており、勤勉手当や翌年度の再任用の判断材料といたしております。

但し、その再任用の職員の給与につきましては、現役世代の7割の水準に抑えられております。それにもかかわらず、現役同様の働きをしていただいているところであります。

再任用かつ課長職を継続している職員にはもう少し賃金を上げてもいいんじゃないか、あるいは特別な手当を出してもいいんじゃないかというふうに思っております。引き続き課長職として役場に残って仕事をしていただいている以上、責任上と言いますか、そういう配慮も必要かなというふうに思っております。

また、先の国会で、国家公務員法が改正され、本町といたしましても、国家公務員の定年の基準に従い、令和14年までに段階的に65歳まで定年を引き上げたいと考えており、令和5年4月1日の施行に向け、条例制定の準備を進めております。

その条例につきましては、管理監督職勤務上限制、いわゆる役職定年制やその降任等の特例などについても、条例の中に盛り込んで参りますが、定年が段階的に引上げられる移行期間の暫定的な再任用につきましては、本人の意向を確認し、職員の能力、資質に応じて、的

確に任命していくことが、今後とも必要であると考えます。

しかし、この役職定年は、法の定める中、通達があるのだと思うんですが、あくまでも人事権は首長にあると認識いたしております。したがって、たとえ役職定年制が発令されようとも優秀な職員には、引き続き責任を持って重要な責任を果たしてもらうことが必要かなと感じております。

いずれにいたしましても、限られた人材の中で、いかに効果を発揮するかは、職員採用や職員研修も含め、その時々状況を的確に判断し、年齢に関係なく、適材適所で人事配置を行う事が最も重要であると考えております。

○議長（山本祐孝）

小泉一明君。

○8番（小泉一明）

ただいまの町長のご答弁の中で、年2回の業務評価と年1回の能力評価とおっしゃっていましたが、これに間違いはありませんか。その辺のことについては、私も審査員ではないのでわかりませんが、きっちりやっていただきたいと思います。

これまで日本は大企業に入ったり、官公庁に入ったりして長く勤めるとというのが、私の小さい頃からのひとつの風潮でもあったと思うんですよ。ところが、最近は企業という概念がかなり崩れて、一生勤めるところとか、そうじゃない。色んな人間が色んな選択肢を持って仕事をしている人がたくさんいらっしゃいます。それでも、お役所というところはかなりセーフティーなゾーンとして一般的には捉えられていると思います。

そういう中で、私は、役所というのは固定観念の割と強い組織だと思っておりますし、どちらかという、堅い、あるいは、よき意味での強い組織ですけども、人事評価などについては、以前の踏襲とか、よき意味での温情的要素も加味され、詳細にきめ細かくチェックしているところが少ないんじゃないかなと思います。個人的には、今後、細かくシステム化された評価とか、再任用の職員にお願いすべき事は、仕事としてのプロセス・やりがいを見いだして、努力している職員など公正な目で見て引き立て各課をチームとして成長型組織として活性化すべきだと思います。そういうことも含めて人事評価をすべきと考えます。

今年度、6月に国家公務員法が改正され、来年3月の当町の議会には新町長のもとで地方公務員法の条例改正がなされるんでしょうか。条例改正がなされると思いますので、条例に基づいた適正なる人事をお願いしたいものです。

以上で私の質問を終わります。

○議長（山本祐孝）

ここで10分間休憩とします。

(午後 3 時 0 9 分)

(休 憩)

(午後 3 時 1 7 分再開)

○議長 (山本祐孝)

休憩前に引き続き会議を開きます。

9 番 小坂 孝純 議員

○議長 (山本祐孝)

9 番小坂孝純君。

(9 番 小坂 孝純 登壇)

○9 番 (小坂孝純)

9 番小坂です。

質問は、全問一括にていたします。

1 点目であります、昭和 5 8 年、曾良地区で、地域活性化の一環として白かぶらにサバを挟んで発酵させる、かぶら寿司を作る、かぶら寿司生産組合が誕生しました。その皆さんが昨年でやめられたとお聞きました。長年、穴水町の名物名産として評判になり、ふるさと納税の返礼品としても重宝がられていましたので、誠に残念であります。これまでの実績を評価し、穴水町の名物名産として残すべきと考えます。

また、もう一つの名物である、きび粉やきびだんごを生産する、沖波きび加工組合の皆さん方も高齢化が進み、継続できるかもしれない先を見越し、穴水町で加工施設を建設し、農協さんと話し合い、穴水町の名物名産として残すべきと思いますが、町の考えをお聞きします。

2 点目であります。今年、米農家さん方には大変残念な年となりました。新米 6 0 キロあたり米価格が 2, 0 0 0 円から 2, 5 0 0 円下がってしまいました。これでは、日本古来からの 1 次産業として頑張ってきた農家さん方の気持ち・意欲がなくなってしまう。先祖代々、大切な田畑を守る、守りたいと思っても、その気持ちさえなくなってしまう。何百年経っても改善されない、こんな政策では日本の未来がない。日本国の政策として、各諸外国にはたくさんの予算を計上しているのに、残念です。もう少し自国にも目を向けるべきだと思います。ちなみに、私の地区や甲地区の米農家の皆さん方も、来年は米作をやめる

との声も聞きます。国が率先すべき政策だとは思いますが、穴水町も耕作放棄地をなくそうというだけではなく、具体的な対策を講ずることは出来ないでしょうか。

3点目であります。11月7日、穴水陸上競技場で穴水子ども陸上教室が開催されました。向洋小学校から10名、穴水小学校から14名、計24名の子どもさんが参加され、ミズノスポーツサービスの西、遠藤両コーチに、陸上の基本や20メートルダッシュなど2時間余り教わり、楽しく和気あいあい行われました。昨年より、全国でコロナ感染症が流行し、陸上競技場のこけら落としが遅れ、寂しい開催ではありましたが、ようやく、無事に行われました。お子さんからは、また2回、3回とやってほしいとの声も聞かれました。また、今度やるときには、陸上協会にもお声かけがあればと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山本祐孝）

吉田地域整備課長。

○地域整備課長（吉田信之）

1項目めの、かぶら寿司、きびだんご加工施設を建設し、穴水町の名物名産として残せないか、とのご質問についてお答えします。

まず、曾良かぶら寿司の生産拠点施設である曾良かぶら寿し加工施設は平成6年度にいしかわ元気の里支援整備事業により建設され、地区の女性8人で組織する曾良かぶら寿し生産組合として活動しておりました。

北陸地方では、かぶら寿司というと、魚はブリを利用することが多いそうですが、曾良のかぶら寿司はサバを使用していて大変人気があり、ふるさと納税の返礼品でも毎年約400件余りを送付しておりました。

しかし、生産者の高齢化により、昨年ついに生産を断念することとなりました。

次に、きびだんご加工施設は、曾良かぶら寿し加工施設より1年後の平成7年度に建設されたもので、加工施設の建設以前から、沖波きび加工組合として活動しており、小学校児童とのきびだんご作りや様々なイベントでの販売など活発に活動してまいりました。

こちらも曾良かぶら寿司と同様に組合員の高齢化が進み、現在は活動を見合わせている状態です。

しかしながら、町の特産物であるかぶら寿し・きび団子をなんとか後世に残そうと、県や農協、地元の生産者など各関係機関と幾度も協議を行ってまいりましたが、後継者が見つからず、継続困難という結果になってしまいました。

生産者の中には、事業を引き継いでくれる人がいれば、技術の伝承を惜しまず、後世に伝えていきたいと聞いておりますので、引き続き、関係機関と連携を図りながら継承者の発掘に努めて参ります。

また、加工施設の建設につきましては、後継者が決まった時点で、関係機関を交えて、新たな事業主体と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、2項目めの米農家への具体的な対策についてにお答えします。

議員ご指摘のとおり今年のJA米の仮渡金は、新型コロナウイルス感染症の影響による業務用米の大幅な需要の減少や近年の人口減少と食生活の多様化による消費の減少による、取引価格の下落により2,300円程度、下落しております。

これに対して国の価格補填制度として、当年産の収入が基準年の収入を下回った場合、その9割を補填する収入減少影響緩和対策交付金、通常ナラシ対策交付金と呼ばれるものがございます。

また、水田を活用して、麦や大豆などを生産する農業者には戦略作物助成金、や産地交付金が支給されています。

これに加えて国は、平成31年より農業経営収入保険制度を創設しており、この制度は、自然災害はもとより農産物の価格低下による収入減に対し、その減収分を補填するものであり、本町では急激な米価下落に備えて、収入保険への加入を推奨しており、様々な機会を捉えて、加入を促しているところでありますが、新年度において、新たな支援制度の創設について、関係機関と協議・検討して参りたいと考えております。

○議長（山本祐孝）

樋爪教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（樋爪友一）

3点目の子ども陸上教室についてお答え致します。

去る11月7日に、快晴の下、全面改修された陸上競技場で、子ども陸上教室を開催し、子ども達が走るための基本動作や姿勢について学びました。

走ることはスポーツの基本であります。子ども達の健全なる成長のためにも、このようなスポーツに触れる機会を増やすと共に、子ども達のみならず、幅広い年代の皆様が親しめるような運動プログラムを準備したいと考えております。

今後は、これまでのスポーツという概念を取り払い、公民館活動や地域で行っている健康体操教室等を、スポーツという広義に含めることにより、スポーツ＝健康という機運の醸成を図っていくことが重要であり、だれでも、いつでも、どこでも、スポーツを楽しむことが、健康長寿のまちづくりに繋がるものであると考えておりますので、各種競技団体の皆様とも連携しながら取り組んで参ります。

○議長（山本祐孝）

小坂孝純君。

○9番（小坂孝純）

それぞれ答弁をいただきまして、ありがとうございます。

1点目のことでありますけども、今、農協さんと相談しながら、農協さんにそういう部門を作れるのか、また、色んな業務が出来るような加工場が出来ればありがたいなと思います。もしくは、鹿波の小学校が空き家になっております。スギヨさんが、2教室くらいは使っておりますけども、そういうのも利用できればいいのかな、と思います。

もう少し時間をいただきたいと思います。

石川町長、早いものですね。もう16年が過ぎます。

平成17年11月、穴水町長選挙に出馬する決心をしたと、先輩議員から朝5時過ぎに電話が入りました。体中が熱くなりました。

平成18年1月に、町民の皆さん、穴水町議会の皆さん方のご理解をいただき、見事当選させていただきました。穴水町を変えようとスローガンをたて、財政再建・総合病院の赤字解消・石川県とのパイプ作り、また職員の意識改革。石川町政のはじまりでした。

ところが、平成19年3月25日、思いもよらぬ能登大震災に直撃されました。穴水駅前周辺、商店街を拝見し、驚きで涙が出ました。後に谷本知事にも視察をしていただきました。

1期目は人口減、少子高齢化に伴い、公民館の分館制度の廃止。そして、平成20年・21年でしたか、鹿波小学校の統合から始まりました、小学校の統合問題。地域の皆さん方にとって大切な問題であり、一番嫌な仕事をやらなければならない。時々腹が痛い、胃が痛い、と言われていました。おそらく、ストレスの積み重ねが原因ではなかったのかなと思います。それでも頑張り、乗り越えてきました。

2期目には、石川県とのパイプ作りもでき、平成22年にはあすなろ広場の完成を始め、23年には駅前周辺のプールの建設や四季彩々、駐車場の整備。どれもこれも遅々として動かなかった問題でありました。

また、越の原・宇留地線の道路改良、駅前より白山神社までの改良、そして昨日12月5日には穴水商店街の道路の無電化が完成し、知事にも来ていただき、完成祝いをされたそうであります。

また、7月24日、鹿波バイパスの開通。どの政策もみんな石川県知事・石川町長との太いパイプ作りのたまものであります。また、穴水町庁舎耐震工事も、町長の任期までには終わりそうであります。

そして、財政改革を訴えて15年、町の負債、つまり借金、平成18年には全会計で160億円余りありました。令和2年決算後において129億余りという、この15年間で30億を減らしました。さらに、貯金である基金総額は、平成18年度に決算後に12億5千万余りありました。2年度決算後において38億9千万余りと、26億4千万余り増加し、病院事業会計においても、最大

13億8千万あった一時借り上げ金を、早期に完済していただきました。令和2年決算では14億8千万円の利益余剰金があります。現金だけで言うと、普通会計で56億、病院会計で29億、この15年間で85億円が改善されたことになります。

財政改革もでき、事業もたくさんやっていただきました。功績は偉大であると、私は思っ

ております。

町長職はうまくいって当たり前。誰も褒めてくれません。少しでも何かあると、色々と批判をされる立場です。とはいえ、まだ1ヶ月もありますので、力一杯最後まで頑張っていたきたいと思います。また終わったらゆっくりと酒でも飲みたいものです。お疲れ様でした。



1 番 佐藤 豊 議員

○議長（山本祐孝）

1 番佐藤豊君。

（1 番 佐藤 豊 登壇）

○1 番（佐藤豊）

1 番佐藤豊です。

質問に入る前に、一言だけお願いいたします。

始めに、石川町長には4期16年にわたり大変お疲れ様でした。16年間にわたり、町の健全化、並びに財政の安定に努力いただきました。今定例会が最後の議会と言うことで、石川町長には感謝、御礼を申し上げたいと思います。まだ任期は残されてはいますが、退任後はお体に気をつけられ、今後は町のために是非側面よりご助言いただきたいと思います。本当に、ありがとうございました。

では、質問に入らせていただきます。

今回は、トヤン高原で行っています、開発行為いわゆるソーラー発電工事についてお伺いをします。

同開発行為は十数年前に、ソーラー発電の申請が行われ、北陸電力との協議を行っていたと聞いています。ようやく3年ほど前から着工し、来年には完成とお聞きしております。計画発表当時は日本海側最大級のソーラー発電所と報道でも大きく取り上げられていました。当町においても、このような大きな事業が行われれば、税政等メリットが大きいのではないのでしょうか。

一方、開発行為による弊害も懸念されます。

私、9月の全員協議会の折でしたか、この問題についてお尋ねしましたが、その時の返答は開発工事に関する事は県の担当と言うことで詳しい返事は頂けませんでした。

しかし今年の何回かの大きな雨で森林伐採された開発地から汚濁水が流れ出し、海洋まで流れ込んでいます。下流には、濁流水止めの防油堤というのでしょうか、止めるものが施されていますが、何の効果もなく海が汚されています。

この様な状況のなか以前より、漁業関係者の方々から、開発工事現場から汚濁水の流出に

より、海水が汚染され、漁獲量が大きく減少しているとの話をお聞きいたしました。

現在は事業主との間で、漁業補償に関する交渉が行われていると聞いています。ただ漁業補償に関しては、町としては対応不要かと思いますが、汚濁水関係の流出は決して1年2年で解決するとは思われませんが、今後どの様になるのか大変心配されるところです。

そこでお伺いしますが、町当局として、この問題には全く関わらないのか、或いは何らかの形で携わっていかれるのかお尋ねします。

もう1点は、同じく汚濁水による海藻の汚れについてです。こちらの方が、より深刻な問題ではないかと思えます。

漁師の皆さんによると、汚濁水の流出により、海藻が相当汚濁されているとのこと。これは大変大きな問題ではないかと思えます。町としても第1次産業に対し大きな期待をするとともに、支援、応援をしております。

今後、海藻が汚濁するのに伴い魚の産卵、多くの皆さんがよく行かれるアオリイカの産卵にも影響を及ぼしかねません。これにより、漁獲量の減少が懸念されます。これからが本番を迎えるブリ漁への影響も懸念されることです。早急なる調査を含め対策、対応が必要と思われませんが町の考えをお伺いします。

○議長（山本祐孝）

吉田地域整備課長。

○地域整備課長（吉田信之）

お答えいたします。

沖波地内における太陽光発電施設の建設については、石川県において林地開発の許可を受けている事案でございます。

石川県では、幾度となく現地を確認し事業者に対して、濁水の流出を防止する措置を講じるよう指導を行っているとお聞きしております。

町としまして、地元からの要望や苦情に対して、事業者との調整に当たっていきいたいと考えておりますが、漁業補償に関する協定については、当事者間で行うものであり、その内容につきましては、承知しておりません。

次に、豪雨による汚濁水対策及び海藻汚濁による影響について、でございますが、今年9月17日に議会の皆様にも現地を視察をして頂いておりますが、当時は工事中でございました調整池は、すべて完成しており、法面緑化の種子吹付も第1回目が完了していると聞いております。

しかしながら、流出した汚濁水により、沿岸の藻場に悪影響を及ぼしているのではないかと、町としても大変心配をしているところでもあります。

いずれにしましても、今後も石川県と連携を図りながら、事業者に対し必要な対策等を行うよう強く指導して参りたいと考えておりますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（山本祐孝）

佐藤豊君。

○1 番（佐藤豊）

課長、どうも。

今、指導どうのとお聞きしましたが、実際海のとどめるやつ、本当に海のすぐ際なんですね。あれ自体がすでに機能しているのかというと、ほとんど機能していない気がします。先日も私は毎日のようにあそこを通るんですけども、雨の次の日でしたか。泥水がずーっと筋のように沖の方に流れているのを見ました。そういうことで、大変なことなんだろうと思うんですけども、これから冬場を迎え、雪が降ります。そうするとまた、年明けに雪解け水がまた大きく流れてきます。そういったときの対応というのは本当に、十分に、先ほど県の方でも様々な指導をというお話でしたけども、本当にどこまで事業者の方が捉えられているのか。この辺のところはしっかりした対策を取らないと、収まりきれerのかなというふうに思います。

先ほど、大中議員の風力発電の質問の中で、宮下課長の方から、事業者は自然環境を阻害してはいけない、というようなことがあるということをご答弁いただきました。その中で町としては、多分完成すれば指導的監督は県なのか町なのかわかりませんが、町の方としても指導的立場として監督していかなければならないんじゃないかなと思います。言葉ではいろいろおっしゃりますけど、本当にどこまで事業者の方々に対して指導していただけるのか、真剣に考えていただいて、漁業者の皆さんだけではなく、他の皆さんに対しても是非納得できるような対策を取っていただきたいというふうに思います。もしご答弁いただけるならよろしくをお願いします。

○議長（山本祐孝）

吉田地域整備課長。

○地域整備課長（吉田信之）

今の佐藤議員ご指摘のオイルフェンスについて、ご指摘の通り劣化してしまってあまり機能を果たしていないということで、県とオイルフェンスをもう少し沖の方に出して効果を出してくれと。それから旧の鉄道敷がございますが、あれも中側で汚水を止めるように出来ないか対策考えてくれというような指導もしておりますので、またその効果をご説明したいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（山本祐孝）

佐藤豊君。

○1 番（佐藤豊）

納得のいく指導をしていただきたいと思います。私は素人なのでわかりませんが、私の案という形で。例えば河口に、例えば砂防堤のようなものでも設けて、その下にため池なり何なり設ければ、まあそういった効果が出るか、素人なものですからわかりませんが、いろいろ検討していただき、迷惑かからないような対策を是非お願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

2 項目目は、結婚新生活支援事業についてお伺いします。

この事業は新婚さんが新生活を始めるための新居の購入費・家賃の補助を行うものです。但し、この制度には年齢制限が課せられています。婚姻日の年齢が夫婦とも 39 歳以下となっておりますが、この点について私は平成 30 年第 3 回 6 月議会で質問をしています。

当時の課長は、「対象者の年齢制限については、他の整合性を含めて要件の見直しを検討する」と答弁されています。

その後どのような検討がなされ現在に至っているのか、また 39 歳という年齢制限の根拠はどの様に決められているのかお伺いをします。

ちなみに、いしかわ結婚・子育て支援財団でのときめき婚活スクールの募集対象年齢を 45 歳以下としております。以前にも申しあげましたが、晩婚化している現状に合わせ是非、制度年齢の見直しを行って頂きたいと思います。

○議長（山本祐孝）

森下住民課長。

○住民課長（森下和広）

本事業は、少子化対策の一環として若者の希望する結婚が、希望する年齢でかなえられるよう、新生活の初期費用を支援する事業としてスタートしたものであります。

国庫補助対象世帯は、夫婦ともに 40 歳未満かつ世帯所得が 400 万円未満であり、若い世代の低所得者を支援するものとなっております。

ご質問の 40 歳未満の年齢要件についてですが、国では 35 歳から 39 歳の未婚割合が増加していることから、今年度より 35 歳未満から 40 歳未満に対象を引き上げたとのことです。

本町においては、過去 3 年間の婚姻世帯数が 42 世帯あり、その内婚姻日における年齢が夫婦ともに 40 歳未満の世帯が 34 世帯、40 歳以上の世帯が 8 世帯でした。いずれも所得水準の高い世帯であったことから、世帯の所得要件を設けず、国庫補助対象外の新婚世帯も経済的支援を行う事としております。

当面の間、国の対象状況や町の情勢を見ながら、この制度で運用していきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（山本祐孝）

佐藤豊君。

○1 番（佐藤豊）

今ほど国の対象状況とお話ございました。別にこうした補助を行うのに、国のそういったことも必要だろうと思いますが、穴水町当町として独自のそういった制度を設ければ、それは特段問題のあることではないのだろうと思います。また、先ほど40歳以上の方々は、ある程度の所得がある方だとありました。今後は職業職種によっては様々な方がおられると思います。是非そういったことも含めまして、検討の課題にさせていただきたいと思いますので、決め決めにするのではなく、もう少し柔軟な対応をしていただければと思いますので、是非今後の対応をよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（山本祐孝）

以上で一般質問を終わります。

関連質問はございませんか。

ないようですので、関連質問を終わります。

◎議案等に対する質疑

○議長（山本祐孝）

これより、議案等に対する質疑を行います。

質疑の通告はありませんが、質疑はありませんか。

質疑はないようですので、質疑を終わります。

◎議案等の常任委員会付託

○議長（山本祐孝）

次に、日程に基づき、議案第52号から議案第58号までの議案7件について、各常任委員会への付託を行います。

お諮りいたします。

議案第52号から議案第58号までの議案7件については、お手元へ配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第52号から議案第58号までの議案7件については、付託表のとおり、各所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（山本祐孝）

次に、議会運営委員会委員、私、山本祐孝が委員を辞職いたしましたので、追加日程1として、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、8番小泉一明君を指名いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

「異議なし」と認めます。

よって、ただいま指名しましたとおり、議会運営委員会委員に、8番小泉一明君を選任することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日は散会いたします。

この後、議会運営委員会を開催しますので、委員の方は3階委員会へお越し下さい。

(午後3時56分散会)

令和3年第5回穴水町議会12月定例会議録

招 集 年 月 日 令和3年12月10日（金）

招 集 場 所 穴水町議会議場

出 席 議 員	(10名)	議長 山 本 祐 孝	副議長 佐 藤 豊
		2番 湯 口 かをる	7番 伊 藤 繁 男
		3番 吉 村 光 輝	8番 小 泉 一 明
		4番 田 方 均	9番 小 坂 孝 純
		6番 大 中 正 司	10番 浜 崎 音 男

欠 席 議 員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席を求めた者の職氏名。

町 長	石 川 宣 雄	副 町 長	山 岸 春 雄
教 育 長	布 施 東 雄	町 参 事	野 見 佳 賢
総 務 課 長	北 川 人 嗣	住 民 課 長	森 下 和 広
税 務 課 長	中 島 秀 浩	観 光 交 流 課 長	中 瀬 寿 人
会 計 課 長	佐 藤 栄	地 域 整 備 課 長	吉 田 信 之
企 画 課 長	宮 下 謙 二	教 育 委 員 会 長	樋 爪 友 一
管 理 課 長	小 谷 政 一	教 務 局 長	菅 谷 吉 晴
い き い き 課 長	笹 谷 映 子	上 下 水 道 課 長	東 重 雄
健 康 課 長	荒 木 秀 人		

本会議に職務の為、出席した者の職氏名。

議会事務局長 宮本 浩司 主任 木場 早雪 主事補 松本 夏子

◎議事日程

- 日程第 1、常任委員会付託議案等の委員長報告
- 日程第 2、常任委員会委員長報告に対する質疑
- 日程第 3、討論・採決
- 日程第 4、閉会中の継続審査及び調査

◎開議の宣告

(午前 10 時 00 分再開)

○議長（山本祐孝）

本会議を再開いたします。

ただ今の出席議員数は 10 名です。全員出席でありますので、本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（山本祐孝）

はじめに、諸般の報告を行います。

議会運営委員会において、委員会条例第 8 条第 2 項の規定に基づき、副委員長の互選が行われ、議会運営委員会副委員長に 1 番佐藤豊君が互選された旨の報告がありました。

◎日程の追加

○議長（山本祐孝）

次に議員提出議案発議第 3 号を議題にいたします。

お諮りいたします。

議員提出議案発議第 3 号の件を日程に追加し、議題にすることにご異議はありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって議員提出議案発議第 3 号の件を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定いたしました。

◎議員提出議案の趣旨説明

○議長（山本祐孝）

発議第3号の趣旨説明を求めます。

2番湯口かをる君。

○2番（湯口かをる）

本日、穴水町議会12月定例会において、穴水町議会学校施設検討特別委員会の設置について、私、湯口かをるが発議いたします。

発議にあたり、賛成者は伊藤繁男議員であります。

さて、ご承知のとおり義務教育の実施にあたっては、国・都道府県・市町村それぞれが役割を分担し、とりわけ市町村においては、小・中学校の設置義務と直接の実施主体として責任を負っています。

学校は自治体の基幹施設であると同時に、子ども達の人間形成の学び舎、地域にとってはつながりの場でもあり、穴水町において児童生徒の減少及び校舎の老朽化に起因する学校施設整備については、大きな課題であることは言うまでもありません。

また、新たな教育課題に対応するべく、ICTの活用、英語教育等に加え、中長期の防災・衛生・環境対策やコミュニティ機能の備えが求められている時代でもあります。

ついては、こうした時代背景や現状を鑑み、地域の様々な声を受け止めるとともに、学校施設整備に関する情報を広く周知し、議会において継続的な議論を重ねることで、町が一体となって、未来へ向けてより良い学校施設整備が推進できるよう穴水町議会学校施設検討特別委員会の設置を求めます。

以上、議員各位におかれましては、提案の趣旨をご理解の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げて趣旨説明とします。

○議長（山本祐孝）

これより日程に基づき、議案第52号から議案第58号までの議案7件を一括議題といたします。

はじめに、各常任委員会に付託された議案等に対する審査の経過と結果について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

◎付託議案等の委員長報告

○議長（山本祐孝）

教育民生常任委員会委員長湯口かをる君。

(教育民生常任委員会委員長 湯口かをる 登壇)

○教育民生常任委員会委員長（湯口かをる）

令和３年１２月定例会において議題となりました議件の内、議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託された議案について、審査の経過及び結果をご報告いたします。

議案第５２号は、令和３年度穴水町一般会計補正予算第４号であります。

歳入では、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金のほか、障害者自立支援給付費負担金・子ども子育て支援事業費が主なものであります。

歳出の主なものは、３回目のワクチン接種に係る新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費・マイナンバーカード普及促進事業費・障害者自立支援事業費のほか、保育所運営費・子ども家庭総合支援拠点事業費・児童手当交付金の精算金であります。

また、議案第５３号及び第５４号は、それぞれ国民健康保険特別会計と病院事業会計のいずれも補正予算であり、議案第５７号は印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。

以上の議案について所管課から説明をいただいた後、質疑応答を行いました。

各委員からは、

児童虐待に関しては慎重に対応すること、

住民に対し、新型コロナウイルス感染防止の注意喚起を再度徹底すること、

マイナンバーカードの申請率・交付率をさらに高めるとともに、正しい啓発を行うこと、などの意見がありました。

以上、付託されました議案について、執行部から詳細な説明を聴取し、慎重な審査の後、採決を行ったところ、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会の委員長報告を終わります。

○議長（山本祐孝）

総務産業建設常任委員会委員長大中正司君。

(総務産業建設常任委員会委員長 大中正司 登壇)

○総務産業建設常任委員会委員長（大中正司）

去る１２月８日、令和３年１２月定例会において議題となりました議件のうち、当委員会に付託された議案について審査いたしましたので、その内容と経過及び結果をご報告いたします。

まず、議案第５２号令和３年度穴水町一般会計補正予算第４号についてであります。

主な歳入は、普通交付税・携帯電話基地局設置箇所貸付収入のほか、奥能登広域圏事務組

合分担金の精算金であります。

歳出では、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る職員手当・地域公共交通確保維持改善事業補助金のほか、奥能登広域圏事務組合分担金が主なものであります。

また、議案第55号は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例、第56号は過疎地域の持続的発展の支援のための固定資産税の課税の特例に関する条例について、第58号は消防団条例の一部を改正する条例についてであります。

以上の議案について所管課から説明を受けたのち、質疑応答を行いました。

各委員からは、
税金の徴収率アップを図ること、
消防団員の報酬に関し、団員の活動の実態把握に努めること、
などの意見・要望がありました。

以上、付託されました議案について執行部から詳細な説明を聴取して、慎重な審議の後、採決を行ったところ、当委員会として全会一致をもって原案を妥当と認め、「可決すべきもの」と決定いたしました。

以上で総務産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（山本祐孝）

これにて、各常任委員会における委員長の報告を終わります。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（山本祐孝）

これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑の通告はありませんが、質疑はありませんか。
ないようですので、質疑を終わります。

◎委員長報告に対する討論

○議長（山本祐孝）

これより討論を行います。
討論の通告はありませんが、討論はありませんか。
ないようですので、討論を終わります。

◎採決

○議長（山本祐孝）

これより採決を行います。

議案第５２号から議案第５８号までの議案７件を一括採決いたします。

なお、各件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

お諮りいたします。

議案第５２号から議案第５８号までの議案７件について、原案どおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

お座り下さい。全員起立であります。

よって、議案第５２号から議案第５８号までの議案７件については、原案どおり可決することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査及び調査

○議長（山本祐孝）

次に、委員会の閉会中の継続審査及び調査について議題といたします。

各委員長から、委員会における継続審査及び調査について会議規則第７５条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

議員の皆さんは委員会室へお越してください。

(午前１０時１３分)

(休憩)

(午前10時22分再開)

○議長（山本祐孝）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（山本祐孝）

ただ今、副議長 佐藤豊君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

副議長の辞職の件を日程に追加し、議題にすることにご異議はありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

地方自治法第117条の規定により佐藤豊君には、しばらくの間、退席願います。

事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（宮本浩司）

辞職願。

このたび、一身上の都合により、副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和3年12月10日。

穴水町議会議長 山本祐孝様。

穴水町議会副議長 佐藤豊。

以上です。

○議長（山本祐孝）

お諮りいたします。

佐藤豊君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、佐藤豊君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ただ今、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として選挙を行うことに決定いたしました。

◎副議長選挙

◇

○議長（山本祐孝）

これより追加日程第3として副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、副議長は議長において指名することに決定いたしました。

それでは、副議長に2番湯口かをる君を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました湯口かをる君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、湯口かをる君が副議長に当選されました。

湯口かをる君が議場におられますので、本席から穴水町議会会議規則第33条第2項の規定により当選を告知します。

副議長に当選されました湯口かをる君が発言を求めていますので、これを許可します。

○2番（湯口かをる）

湯口かをるでございます。

議員皆様方のご支持をいただき、穴水町議会副議長に就任させていただくことになりました。このことは私にとってこの上ない光栄であります。責任の重さも痛感しております。

今後は女性議員としての視点を活かしながら、議長が運営される議会活動の推進と、町の活性化に微力ながら努力して参りたいと思いますので、何卒ご支援賜りますようお願いを申し上げ、簡単ではございますが、副議長就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎採決

○議長（山本祐孝）

次に、発議第3号について採決いたします。

お諮りいたします。

発議第3号について、原案どおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

お座りください。全員起立であります。

よって、発議第3号については原案どおり可決することに決定いたしました。

◎委員の選任

○議長（山本祐孝）

ただいま設置されました学校施設検討特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

これより委員会条例第7条第4項の規定により、議長において委員の指名を行います。
学校施設検討特別委員会委員には

- 1 番佐藤豊君
- 2 番湯口かをる君
- 3 番吉村光輝君
- 4 番田方均君
- 5 番山本祐孝
- 6 番大中正司君
- 7 番伊藤繁男君
- 8 番小泉一明君
- 9 番小坂孝純君
- 10 番浜崎音男君

以上、10名を指名いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議がない場合)

異議なしと認めます。

よってただいま指名しました10名について、学校施設検討特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

休憩中に委員会室において、学校施設検討特別委員会の正副委員長を互選されるようお願いいたします。

(午前10時30分)

(休憩)

(午前10時34分再開)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎委員長互選の報告

○議長（山本祐孝）

学校施設検討特別委員会において、委員会条例第8条第2項の規定に基づき、正副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので報告いたします。

学校施設検討特別委員会委員長に、1 番佐藤豊君、副委員長に2 番湯口かをる君が互選さ

れた旨、報告いたします。

◎町長の発言

○議長（山本祐孝）

ここで、石川町長が発言を求めていますので、これを許可します。
石川町長。

○町長（石川宣雄）

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

今定例会の初日、11月30日に提案理由の説明の機会をいただき、その折を利用させていただき、今任期をもって町政の舵取り役を終え、次期町長選には出馬しない旨を説明させていただきました。4期16年の長きにわたり、議員並びに町民の皆様方には様々な形で支援ご協力を賜りましたことにつきまして、心より御礼を申し上げたいと思っております。お陰様で長期にわたり町政の舵取り役を担わせていただきました。私にとっても大変名誉なことでありました。

しかし、町民の皆様方からはどれほどのご評価をいただけたか、甚だ疑問の残るところもございしますが、やり残した仕事は次の舵取り役に期待して、老兵は静かに去ることを決意しております。長い間、本当にありがとうございました。

本来ならば、このまま静かに去るべきではありますが、10月のある日、新聞折り込みで、私に対する公開質問書が全町に配布されました。指摘されている内容には、何ら恥じることは全くありませんが、文書表現が余りにも悪意に満ちあふれていることがひしひしと感じられました。このことは私ひとりではなく、多くの町民の皆様からも同様な意見をいただくに至りました。このまま無視するという方法もありましたが、正確に思いのままに回答すべきではないかとの意見が余りにも多いため、この場を拝借いたしまして、伊藤議員からの公開質問に対する答弁をさせていただきます。

まず最初に、議員の皆様方や私の胸に、天皇家のご紋章である菊のご紋章がデザインされたバッジを付けております。このバッジは公人である証であります。公人とは、公から認められた個人であって、公人として付与された権利を遂行し、義務を果たす。したがって常に公人としての自覚を持って言動をしなければならないということであります。

公人である以上、質問するのなら、なぜ相手に答弁の機会を与えなかったのか。与えるべきでなかったのか。公人としての礼儀であると思います。相手に答弁、回答、弁明の機会を与えない卑劣な方法は公人として行うべきではありません。更に、議員の皆様や私は俗に言う二元代表制の町民の代表でもあります。公人として、町民の代表という自覚を常に持って行動しなければなりません。

それでは、これより正確に、明快に答弁させていただきます。

ここにありますが、いとう清談というんですか。いとう独談というのか、あるいはいとう悪談というのか、いとう冗談というのかわかりませんが、ここに「元気で笑顔あふれる町づくりにがんばろう」と最初書いてあります。この言葉は誰に言っているのか。笑顔あふれる町を望むのならまずは隗より始めよ、という言葉があります。提唱・提案している伊藤さん、あなたから笑顔作りを始めなければならないと思います。あなたはもう少し明るい笑顔が出来ませんか。あなたが町民に笑顔を提唱しても誰も納得しませんよ。説得力がなさ過ぎます。

また「私は心から世界の平和を望み、町民の幸せを願い、わが町の発展に尽くします」と議会の質問のたびに必ず言う言葉であります。本当に平和を望むなら、平和主義者なら、私に対する悪意に満ちた新聞折り込みチラシなど何故配布したのか、これが平和を希求する者のやり方ですか。あなたも議員の端くれなら、堂々と議場において議論すべきではなかったのか。このような姑息な手段でしか私に悪意を表す方法がなかったのか。言葉でいくら美辞麗句を並べても、あなたの日頃の言動から判断するに、薄っぺらな言葉で町民に訴えても、町民の皆様はそんな無能力者ばかりではありませんよ。あなたの言葉でごまかされるような、程度の低い町民は皆無と言うことをここに教えておきますよ。

本当に平和を望むのであれば、お隣ご近所の皆さんへ挨拶から始めるべきではないでしょうか。ご近所の皆さんに突き当たっても挨拶もしなければ、町内の行事や集会にも出席しない。世界平和は三波春夫が歌っているように、「こんにちば」から始まって最後は「握手をしよう」と訴えております。世界中が握手をする事が平和の基本ではないでしょうか。

「声を上げてお知らせ」というふうに書いてあります。

私は、今任期を持って退任することを表明いたしております。しかし、伊藤議員はまだ1年3ヶ月ばかり任期を残しているとはいえ、次期町議会選挙に出馬しないと言うより、出馬できない旨を公表しておりません。まだ時間的な余裕があるとは言え、出馬がかなわない状況に陥った現状から判断するに、少々早くても明らかにすることも、町民に対する親切心でもあります。町民の間でも出馬に意欲を持ちながら、地域や立候補者を想定しながら出馬環境を検討している町民の方もいます。早めにお知らせするのも住民サービスの一環ではないでしょうか。

まず1番目に、私は年が明けますと満80歳になります。県内の首長の中では最高齢者です。このことは伊藤議員に指摘されるまでもなく、紛れもない事実であります。正確に申し上げれば、1942年1月3日生まれの80歳になります。高齢になることや町長会で最高齢者になることは、そんなに悪ですか。人間年を重ね長寿になることは悪ですか。伊藤議員、あなたもすでに75歳を過ぎた後期高齢者であります。あなたの高齢は悪ではないのですか。私の高齢や町民の高齢だけが悪で、あなたの高齢は善ですか。また、組織において、たとえ平均年齢が50歳としても、その中で55歳の最高齢者があってもそれも悪ですか。

また、この中であなたは「中能登町の杉本町長は後継者を立てました」と書いてありますが、正確に申し上げますとあなたの指摘は全くの嘘です。でたらめです。杉本町長は後継指

名などしておりません。現町長の宮下為幸さんは当時は議員をしておりました。自発的に町長選に立候補した方であります。そのように嘘や思いつきで申し上げるのは、宮下町長や杉本前町長に対して名誉を毀損する大変失礼な事であります。

在任期間が最長と指摘されていますが、4期はそんなに長いですか。何期なら伊藤議員に許されるのですか。選挙において無投票当選はどこにでもしばしば起こりうることです。それは立候補者の責任ですか。私の無投票当選がそんなに気に入くないのなら、伊藤議員、あなたも50万円の預託金さえ用意できれば、町長選挙に出馬する権利があるにもかかわらず、あなたは何故立候補しなかったのですか。また住民の皆様方が選挙において、無投票を選別することが、何故異常な事態になるのですか。無投票になると信を問う機会がなくなると言いますが、誰が誰に信を問うのですか。無投票を選択するのも、住民の権利であり、また立候補者に対する信任の厚さではないでしょうか。

また、坂本前町長は2回選挙をしました、と書いてありますが、坂本前町長は自ら進んで2回選挙したのではなく、5回の立候補の内、2回対立候補が出たため、2回実際の選挙をする事になったと言うことです。私同様に3回は無投票当選したということになります。このような幼稚なことすらあなたは理解できませんか。

また、私の4期が長くてあなたの5期は長くないのですか。あなたの言い分だと、浜崎議員や小坂議員、小泉議員には8期、9期だからとつと辞めなさいと言うことですか。あなたの言っていることは全く支離滅裂で理解に苦しみます。

また、私の給与や手当について指摘されていますが、4期16年間で2億4千万円の税金が支払われています。重い重責ですとされています。給与や報酬は一般的に労働に対する対価として支払われるものであります。したがって、2億4千万円が高いか安いかは町長としての責務を果たしたかどうかと言う問題です。16年間で2億4千万円の報酬をうけるだけの価値があったかどうか問われるべきで、ただ単に2億4千万円が高いか安いという単純比較ではなく、価値すなわち値打ちの問題です。

先の一般質問で、小坂議員に私の4年間の成果の一端を披露していただきましたが、80数億円の成果であったと言われました。一例を挙げますと総合病院が平成11年から赤字経営に陥っております。毎年1億単位で負債が膨らんでいきました。最悪の年で年間7億円の赤字補填をしたことがあります。平均しますと年間5億円ずつ赤字を出していた経営を、現在では年間2億から3億の純利益を出しております。それまでに病院経営が回復しております。これをプラスマイナスで計算しますと、2億のプラスで計算しても年間8億円のプラスになります。したがって4年間で28億円の利益改善をしたという事になります。4年間で計算しますと、私に対する報酬約6千万円をうけ、28億円の利益を生み出したこととなります。私に対する報酬の46.66倍の価値のある仕事をしたこととなります。すなわち6千万円投資をして28億円の利益を上げたということになります。総合病院の一例だけでも価値を生み出したこととなります。

一般会計分を入れますと、4期16年間で有形無形に100億円以上の財政改革を成し遂

げ、さらに谷本知事のご支援をいただき、震災復興事業として先日本町線の無電柱化事業を祝う会が、12月5日に谷本知事をお迎えして盛大に開催されました。震災からの復興、中心市街地が綺麗に整備され、町を挙げての祝い事に、残念ながらと言いますか、またまたと言いますか、地元議員として当然出席して町民の皆様方と共に祝意を表すべきところ、あなたは出席しませんでした。穴水町地線拡幅事業、鹿波バイパス、穴水門前線など上げればきりがないほど、止まっていた、あるいは中止になっていた県事業の再開を可能にしたことは、優に200億を超える莫大な利益を穴水町にもたらしていると自負しています。

更に数字では表し得ませんが、あなたの母校でもあります穴水高校は、平成18・19年にかけて県立高校の再編問題が発生した折、私は穴水高校存続のために、県の教育委員会とずいぶん掛け合いました。穴水高校や門前高校は当時の県の方針では輪島高校に編入されることになっていましたが、最終的に谷本知事の英断で穴水高校や門前高校は存続することになり、現在に至っております。伊藤議員、あなたの母校である穴水高校が存続したことをどう思いますか。あなたは、あなたの母校の存続のためにどのような活動をしましたか。穴水町に高校が残ったことは、数字ではなかなか表せませんが莫大な利益です。理解できますか。

一方、あなたにも給付されている議員報酬も、あなた流に言いますと税金が支払われています。一般の議員で月額報酬が22万5千円であります。賞与や委員会出席毎に支払われる費用弁償。これも税金で支払われております。合わせると、約370万円の税金があなたに支払われております。4年間で約1,500万円の直接経費です。研修旅行費や福利厚生費を入れますと、約1,800万円の税金投入です。議長、副議長になると更に300万、400万円加算されます。果たして、伊藤議員、16年間であなたに7,200万円から7,600万円の税金が支払われております。それだけの価値がありますか。あなたは穴水町に、或いは穴水町民に議員として、どれだけの利益を提供しましたか。議長としてやるべき仕事をしてきましたか。あなたの議長在任時、様々な会合にご一緒したことがあります。一例を挙げますと県議会が中心に行っております、能登総合開発という会議があります。これは知事を始め県の部長すべてが出席し、さらには出向している農林総合事務所、あるいは国土交通省の金沢事務所、のと鉄道の社長さんなど、お歴々が全員出席している会合であります。この総会にあなたは無断欠席しました。すべての自治体の首長と議長が出席しているのに、あなたの無断欠席のために穴水町の席だけが空席という事態になりました。当時私は能登総の副会長をしていたために、執行部席にいました。したがって穴水町の席が空席で、非常に恥ずかしい思いをしました。何らかの都合で出席がかなわないのであれば、副議長に出席依頼をすべきです。怠慢も甚だしい。

さらに平成の天皇皇后両陛下をお迎えして、全国植樹祭が小松で行われたことがあります。その折も同伴しましたが、いよいよ両陛下をお迎えして式典がまさに始まろうとしていたとき、両陛下のご入場であります。全員が日の丸の小旗を振って両陛下をお迎えしていたときの出来事です。ある町の議長が私に、「町長、議長どうかしたの」というふうに言われました。振り返るとあなたはテントの隅の席で歓迎もしないで座ったままでした。よその議員さ

んが驚くばかりか、私が一番驚きましたよ。あなたは天皇制に反対なのですか。反対ならせめて、副議長に代理出席を求めた方が、副議長さんがどれだけ喜ばれたことか。要はあなたは議長としてやるべき事をしていないということです。そのようなあなたに、私の報酬についてとやかく言われるいわれはありませんよ。

もっと言えば、町長は24時間365日拘束されています。それが議員との違いです。1時間あたりの時給に直せば、議員の皆さんは私の200倍以上の報酬を受けていることになるのです。要はあなたに4年間で7,200万円から7,600万円の税金を投入されておりますが、その価値があるのかを問われるべきです。議員としての存在価値があるかどうか問われるべきではないでしょうか。

伊藤議員のご指摘通り、不覚にも今年の1月に新型コロナウイルスに感染いたしました。まさに健康は大事であります。しかし、どれだけ注意をしても、罹患することもあります。病気になることもあります。全国では100万単位の方がコロナに感染しました。みんな不注意だったのでしょうか。伊藤議員、あなたは病気になったことはありませんか。風邪を引いたことはありませんか。コロナに感染したことがそんなに許されませんか。病気になることがそんなに悪ですか。許されませんか。谷本知事や西田昭二さんが言っていたとか、何でもかんでも人のせいにならずに、自分の言葉ではっきりと発言しなさいよ。

最後に、行政事務で監査委員に不備を指摘される事はたびたびあります。そんなことは当たり前前のことです。もし万が一にも不正があれば、町長としての責任を取るのは当たり前前のことです。ことさら言われるまでもなく、一般常識です。それとも私が告発されるようなことをしているとでも言いたいのですか。証拠があるのならいつでも出しなさいよ。いつでも受けて立ちますよ。責任も取りますよ。水の中で屁をこいたようなぐずぐず言っていないで正面から堂々とかかってきなさいよ。

他人のことばかりごちゃごちゃ言っていないで、議員としてやるべき事をやってからかかってきなさい。

また、ここに町政の課題と一般質問提言項目などいろいろ並べ立てておりますが、これがあなたが実際に質問したことですか。提言したことですか。内容は全く具体的にはされておられません、あなたの質問やあなたの提言でどれだけ町が変わったのですか。どれだけ効果があったのですか。どれだけ成果があったんですか。

まだまだ申し述べたいこと、言いたいことがたくさんございますが、今日はこれくらいにとどめておきます。後は伊藤議員の言動次第で、またさらに色々な方法で答弁させていただきたいと思います。ご静聴ありがとうございました。

◎議員の辞職



○議長（山本祐孝）

先ほどの休憩中に、吉村光輝君から議員辞職願が提出されました。

吉村光輝君から発言の申し出があります。

吉村光輝君の発言を許可します。

3 番吉村光輝君。

○3 番（吉村光輝）

3 番吉村でございます。

発言の許可をいただき、ありがとうございます。

この度、私、吉村光輝は12月定例会を持って議員を辞職することといたしました。議員として3期10年もの間、町民の皆様、議会の諸先輩方、石川町長をはじめ町執行部の皆様、その他関係各位には、ご指導、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

思えば22年前にふるさと穴水町に戻り、福祉の仕事に従事する中で高齢化と人口減少が進む地域の課題に直面し、町政、特に福祉行政に問題意識を持つようになりました。10年後、歴史ある穴水町議会の議席を預かることになり、福祉の現場と向き合いながら、私なりに穴水町をよくしようと思いを持って活動を続けて参りました。将来の穴水町発展のために自分が何をすべきか、何が出来るかを考え続けてきた10年でした。

「自ら機会を創り出し、機会によって自らを変えよ」

この言葉は日本のある起業家の言葉です。

この言葉には新しい一步を踏み出す勇気と、自らが成長すること、新しい価値の創造の大切さが込められています。

私は穴水町のさらなる発展と、ふるさとを次世代へ引き継ぐために、新たな一步を踏み出す決意をいたしました。本日、議会を離れますが、これからもその思いを持って頑張って参ります。

最後に、今までご支援を賜りました皆様に、改めて感謝申し上げますと共に、穴水町議会のさらなる発展と町民の皆様のご多幸を祈念して発言を終わらせていただきます。

ご静聴ありがとうございました。

○議長（山本祐孝）

事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（宮本浩司）

辞職願。

このたび、一身上の都合により、議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和3年12月10日。

穴水町議会議長 山本祐孝様。

穴水町議会議員 吉村光輝。

以上です。

○議長（山本祐孝）

お諮りいたします。

追加日程第４として、吉村光輝君の議員辞職を許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって、吉村光輝君の議員辞職を許可することに決定いたしました。

以上で、本定例会にて予定されました日程は、全て終了いたしました。

これをもって、令和３年第５回穴水町議会１２月定例会を閉会いたします。

（午前１１時０５分閉会）

以上、会議の結果を記載し、その相違のないことを証する為、署名する。

令和3年12月10日

議会議長 山本 祐孝

署名議員 佐藤 豊

署名議員 湯口かをる